

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年6月28日
【事業年度】	第17期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	株式会社リグア
【英訳名】	L i g u a I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川瀬 紀彦
【本店の所在の場所】	大阪市中央区淡路町二丁目6番6号 淡路町パークビル2号館
【電話番号】	06-6232-1800（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 大浦 徹也
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区淡路町二丁目6番6号 淡路町パークビル2号館
【電話番号】	06-7777-0159
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 大浦 徹也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注） 当事業年度より、日付の表示を和暦から西暦に変更しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (千円)	1,470,842	1,809,628	2,167,830	2,687,593
経常利益 (千円)	161,547	64,762	203,542	240,425
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	73,717	35,604	142,738	157,237
包括利益 (千円)	73,717	34,759	142,738	157,237
純資産額 (千円)	155,235	159,807	822,088	1,058,661
総資産額 (千円)	705,131	907,946	1,608,202	3,318,574
1株当たり純資産額 (円)	153.41	157.92	631.64	761.05
1株当たり当期純利益 (円)	72.85	35.18	138.96	116.50
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	129.49	110.43
自己資本比率 (%)	22.0	17.6	51.1	31.9
自己資本利益率 (%)	62.3	22.6	29.1	16.7
株価収益率 (倍)	-	-	7.05	31.46
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	140,840	3,259	366,648	207,191
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	108,306	52,273	226,260	495,687
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	36,441	137,188	509,181	1,267,461
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	193,944	282,118	931,687	1,910,653
従業員数 (人)	62	82	85	121
(外、平均臨時雇用者数)	(5)	(5)	(10)	(14)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 第14期及び第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式は2020年3月13日に東京証券取引所マザーズに上場しており、新規上場日から当連結会計年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
- 第14期及び第15期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
- 第14期以降の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。
- 当社は、2017年12月20日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
- 第17期において、株式会社ヒゴワンの全株式を取得したため、連結の範囲に含めております。なお、株式会社ヒゴワンは2020年9月に連結子会社に含まれたため、第17期については、2020年10月1日から2021年3月31日までの6ヶ月間の業績を連結しております。
- 第17期の従業員数の大幅な増加は、主に業容拡大に伴う期中採用が増加したこと及び株式会社ヒゴワンを連結子会社としたことによるものであります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (千円)	934,013	1,169,671	1,209,065	1,496,311	1,601,218
経常利益 (千円)	54,285	151,930	40,654	161,567	117,758
当期純利益 (千円)	35,898	64,120	16,509	111,980	71,943
資本金 (千円)	164,600	164,600	164,600	424,371	464,150
発行済株式総数 (株)	3,373	1,011,900	1,011,900	1,301,500	1,391,100
純資産額 (千円)	95,842	159,962	176,471	807,994	959,272
総資産額 (千円)	722,160	668,193	783,366	1,449,375	2,903,534
1株当たり純資産額 (円)	28,414.48	158.08	174.39	620.81	689.60
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 (円)	10,689.70	63.36	16.31	109.01	53.30
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	101.58	50.52
自己資本比率 (%)	13.3	23.9	22.5	55.7	33.0
自己資本利益率 (%)	85.7	50.1	9.8	22.7	8.1
株価収益率 (倍)	-	-	-	8.99	68.76
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	34 (4)	40 (4)	55 (3)	57 (7)	61 (6)
株主総利回り (比較指標：東証マザーズ指数) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	374.0 (194.0)
最高株価 (円)	-	-	-	1,977	6,130
最低株価 (円)	-	-	-	979	785

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第13期から第15期までは潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式は2020年3月13日に東京証券取引所マザーズに上場しており、新規上場日から当事業年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

3. 第13期から第15期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 当社の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しております。

なお、第14期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第13期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

5. 2017年12月20日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

6. 2020年3月13日付をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、第13期から第16期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。第17期の株主総利回り及び比較指標は、2020年3月期末を基準として算定しております。

7. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、2020年3月13日付をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当がありません。

2【沿革】

2004年10月	大阪市中央区北浜において、株式会社リグアを設立
2007年9月	接骨院向け情報サイト「情報最前線」の運営を開始
2007年9月	株式会社リグアH&S(子会社)の株式を取得
2009年2月	接骨院向け患者情報管理システム「LiguaCRM」(現:Ligoo POS & CRM)の運営を開始
2009年12月	東京都中央区日本橋本石町において、東京事務所を開設
2010年3月	本社を大阪市中央区淡路町に移転
2011年5月	接骨院向け幹部育成研修「GRAND SLAM」の運営を開始
2013年1月	株式会社リグアBEX(子会社)を設立
2013年4月	東京事務所を東京都品川区西五反田に移転
2014年1月	電氣的筋肉刺激装置「EMS-indepth-」の販売を開始
2014年10月	株式会社FPデザイン(現:連結子会社)の株式を取得し、完全子会社化
2015年3月	株式会社リグアH&S(子会社)を売却
2015年5月	東京事務所を東京都港区虎ノ門に移転
2016年1月	株式会社FPデザインにおいて保険代理店を開始
2016年2月	株式会社FPデザインにおいて金融商品仲介業を開始
2016年3月	株式会社リグアBEX(子会社)を吸収合併
2018年1月	低周波治療器「Inject Energy」の販売を開始
2018年3月	油圧電動式施術台「トムソンベッド」の販売を開始
2018年5月	株式会社ヘルスケア・フィット(現:連結子会社)の株式を取得し、子会社化 療養費請求代行サービスの運営を開始
2019年1月	株式会社ヘルスケア・フィットの株式を取得し、完全子会社化
2019年2月	レセプト計算システム「レセONE」の運営を開始
2020年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2020年9月	株式会社ヒゴワン(現:連結子会社)の株式を取得し、完全子会社化
2021年3月	IFMC.技術を用いたヘルスケア商品(一般医療機器)の販売を開始

3【事業の内容】

1. 当社グループについて

当社グループは、当社及び連結子会社3社（株式会社F Pデザイン、株式会社ヘルスケア・フィット及び株式会社ヒゴワン）の計4社により構成されており、『健康寿命を延ばし、生きることを楽しむ社会へ』というグループビジョンを掲げ、接骨院などのヘルスケア産業の経営・運営を支援することで、人々の健康意識を高め、健康で豊かな暮らしができる社会の実現を目指しております。

具体的には、柔道整復術（注）の施術所である接骨院・整骨院（以下、総称して「接骨院」という。）の経営・運営における様々な問題（売上の減少、資金難、経営戦略不足、教育制度の未整備等）に対するソリューションを提供する接骨院ソリューション事業、保険代理店や金融商品仲介業を行う金融サービス事業の2つのセグメントで事業を展開しております。

なお、上記の2つのセグメントは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

（注）柔道整復術とは、柔術に含まれる活法の技術を応用して、骨・関節・筋・腱・靭帯等に加わる外傷性が明らかかな原因によって発生する骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷等の損傷に対して、整復・固定等を行い、人間の治癒能力を発揮させる施術を行うことをいいます。

2. 各事業の製品・商品又はサービスの特徴

A：接骨院ソリューション事業（当社、株式会社ヘルスケア・フィット及び株式会社ヒゴワン）

・ソフトウェア（当社）

（1）Ligoo POS & CRM

Ligoo POS & CRM（以下、「CRM」という。）は、接骨院向け患者情報管理システムであります。接骨院は、日々の施術内容をCRMに入力することで、CRMの分析機能により自院の課題を分析することができます。また、複数の接骨院を展開するグループ院においては、本部がグループ全体の運営状況をリアルタイムで把握することができます。

CRMの導入院数は、1,342院（2021年3月末）となっており、約461万人の患者データが蓄積されております。CRMでは、接骨院業界における全国平均や地域別平均等の様々なデータを集計することができるため、当社では、この集計データを指標として用いたコンサルティングを提供しております。

なお、CRMの売上高は、導入時に発生する初期設定費用、導入後のシステム利用をサポートする導入支援費用、月額利用料にあたるシステム利用料で構成されております。

Ligoo POS & CRMの各年月時点における導入院数

年月	導入院数	患者データ数
2017年3月末	943院	297万人
2018年3月末	1,070院	334万人
2019年3月末	1,169院	381万人
2020年3月末	1,252院	413万人
2021年3月末	1,342院	461万人

（2）レセONE

レセONEは、健康保険組合等の保険者に対して、療養費支給申請書（以下、「レセプト」という。）を提出する際に使用するレセプト計算システムであります。接骨院で行われている柔道整復術は、医療保険制度の適用対象（注）となっております。

当社では、2019年2月よりレセONEの販売を開始し、その導入院数は、485院（2021年3月末）となっております。CRMとのデータ連携により、接骨院はレセプト情報の入力だけで、CRMの分析機能を活用できることが特徴となっております。また、2020年6月よりCRMとレセONEの機能を併せ持ったレセONEプラスを販売しております。

なお、レセONEの売上高は、導入時に発生する初期設定費用、月額利用料にあたるシステム利用料で構成されております。

（注）接骨院で骨折、脱臼、打撲及び捻挫等の施術を受けた場合に、保険対象になります。なお、骨折及び脱臼は、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要となります。

レセONEの各年月時点における導入院数

年月	導入院数
2019年3月末	69院
2020年3月末	310院
2021年3月末	485院

・機材・消耗品（当社）

(1)EMS-indepth-

EMS-indepth-（以下、「EMS」という。）は、外部から身体に電気刺激を与えることにより、筋肉を運動させる電氣的筋肉刺激装置であります。EMSでは、一般的に鍛えにくいとされているインナーマッスル（注1）を運動させることができるとともに、全身運動が難しい方でも部分的なトレーニングが可能のため、当社では、接骨院における自費施術（注2）での健康増進メニューとして、EMSを販売しております。

（注1）深層筋とも呼ばれ、身体の深い部分にある骨・内臓・関節等を支える筋肉の総称であり、姿勢の保持や動作のサポート、内臓の正しい働きを促すために作用しています。

（注2）保険適用外であり、利用者の100%自己負担となる施術。

(2)トムソンベッド

トムソンベッドは、骨盤や背骨の歪みが原因となる痛みへの対処法とした油圧電動式の施術台（一般医療機器）であり、施術者と利用者の両方に負担が少なく、施術時間も短縮できるという特徴があります。当社では、接骨院における自費施術メニューを補助する医療機器として、トムソンベッドを販売しております。

(3)Inject Energy

Inject Energyは、150Vを超える高電圧を用いて身体の深部を刺激することで、疼痛の軽減や筋肉の萎縮の改善等に用いられる低周波治療器（特定保守管理医療機器）であります。当社では、接骨院における自費施術での急性疾患改善メニューとして、Inject Energyを販売しております。

(4)IFMC.

IFMC.は、IFMC.技術（注）を採用した一般医療機器で、身体に装着することで血行促進や疲労回復、筋肉の疲れ・こりの緩和、神経痛・腰痛・筋肉痛の緩和、体幹の安定等の様々な効果が期待されます。当社では、「バランス姿勢インナーウエア」「バランス骨盤ベルト」「リカバリーサポーター」のOEM展開（医療業界、代替医療業界、介護業界等）を行っております。

（注）IFMC.（イフミック：集積機能性ミネラル結晶体）は株式会社テイコク製薬社が温泉療法に着眼して製造したナノメートルレベルの非常に微小なミネラルの結晶体です。数種類の鉱物を組み合わせて鉄分の多い温泉水に一定時間浸漬し、その溶出液を特殊処理して抽出した物質です。

(5)各種教材

当社では、経営・運営・教育・組織等の各分野における当社のコンサルティングノウハウを集約した教材や施術方法等の技術用DVD等を販売しております。

(6)その他

当社では、接骨院向けECサイトである「LiGUA Market」等にて、接骨院で使用する消耗品等を販売しております。また、接骨院における自費施術メニューの充実化を図るため、EMS、トムソンベッド、Inject Energy以外の機材も販売しております。

・教育研修コンサルティング（当社、株式会社ヒゴワン）

(1)各種コンサルティング

年単位など一定の契約期間を基本とした継続型のコンサルティングであります。業績の向上を目的としたもの、財務状況の改善を目的としたもの、組織体制の整備を目的としたもの等、主に接骨院での経営面、運営面の課題解決を図るものであります。

(2)GRAND SLAM

GRAND SLAMは、接骨院の幹部または幹部候補者等のカテゴリ別で行う集合型の研修プログラムであり、当社による研修や外部講師による技術講習等で構成される複数回（5～6回程度）のカリキュラムとなっております。接骨院の業績を向上させることを主眼に置き、各参加者のリーダーシップ力・運営力・問題解決力・数値管理能力・人材育成力・技術力等の向上を図るものであります。

(3)Webコンサルティング

当社連結子会社の株式会社ヒゴワンは、接骨院業界の特性やガイドライン等を踏まえたWeb集客コンサルティングを行っております。

(4)その他

当社では、接骨院におけるサブスクリプション型メニューの開発および展開をしております。また、キャッシュレス化を推進するクレジットやQRコード、電子マネー、プリペイド、継続課金等の各種決済システムを提供しております。

・請求代行（株式会社ヘルスケア・フィット）

当社連結子会社の株式会社ヘルスケア・フィットは、接骨院等における事務負担の軽減を目的とした療養費請求代行サービス（注1）を行っております。また、資金の早期支払を希望する接骨院に対しては、提携会社による療養費早期支払サービス（注2）を提供しております。

（注1）健康保険組合等の保険者に対して、接骨院を代行してレセプトを提出する業務を行っております。

（注2）保険者からの療養費の入金は、レセプトを提出してから3ヶ月程度の期間を要することから、早期に資金を必要とする接骨院に対して、当社グループの提携会社による融資を行っております。

B：金融サービス事業（株式会社F Pデザイン）

・保険代理店

当社連結子会社の株式会社F Pデザインは、生命保険会社21社、及び損害保険会社6社（2021年3月末）と業務委託契約を締結し、保険代理店として各種保険の募集を行っております。

・IFA(金融商品仲介業)（注）

当社連結子会社の株式会社F Pデザインは、金融商品取引業者（証券会社）4社（2021年3月末）と業務委託契約を締結し、IFAとして金融商品の提案及び仲介を行っております。

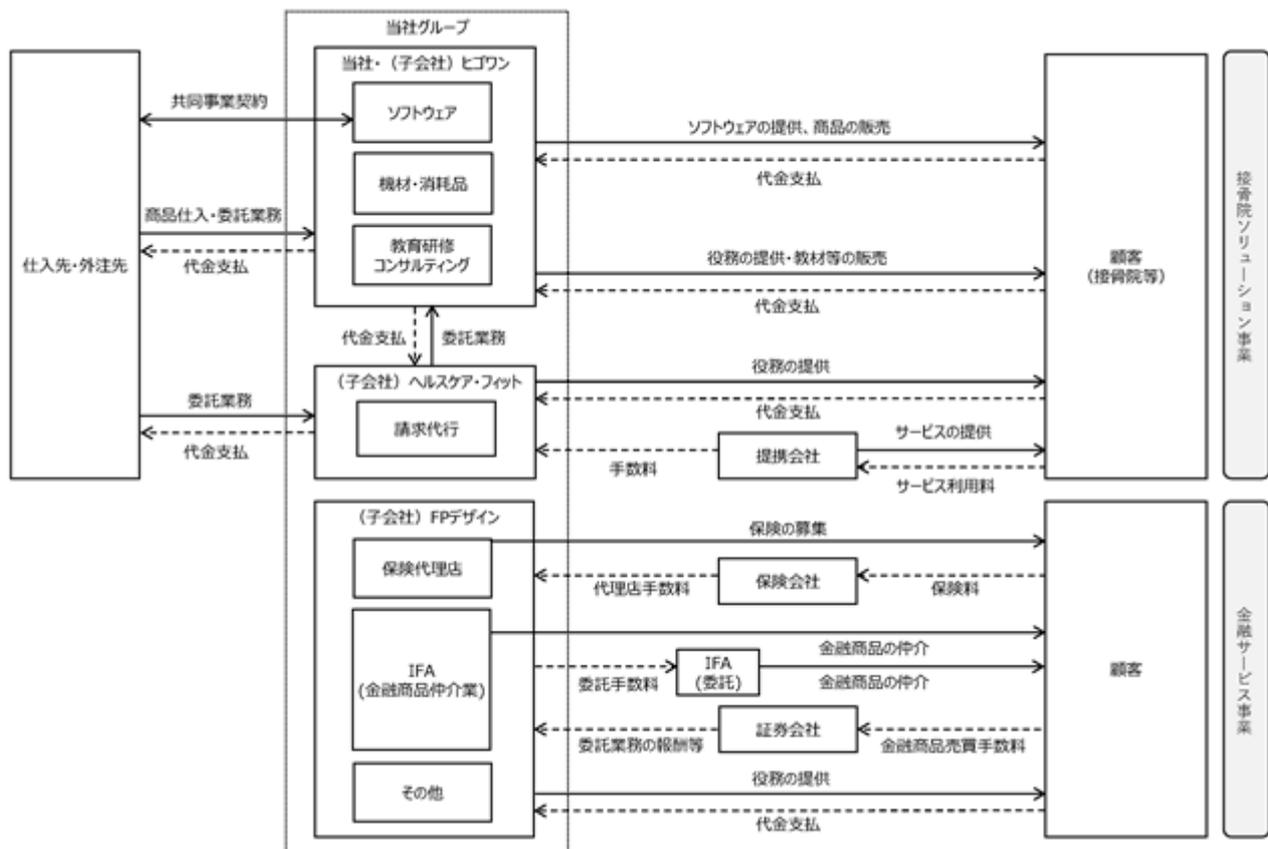
（注）Independent Financial Advisorの略であり、各証券会社の営業方針に縛られることなく、独立・中立的な立場から資産運用のアドバイスを行う専門家。

・その他

当社連結子会社の株式会社F Pデザインは、一般事業会社に対して財務コンサルティングを行っております。

[事業系統図]

当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。



[参考]

接骨院の収入には、医療保険制度の対象となる療養費のほか、自費施術（保険対象外）や物販による収入もあります。また、医業類似行為が認められている接骨院等と医業を行う整形外科等との違いは、次のとおりです。

接骨院等の医業類似行為と整形外科、整体院との違い

	接骨院	鍼灸院	マッサージ院	整形外科	整体院（注）
施術者	柔道整復師	鍼灸師	あん摩マッサージ指圧師	医師	整体師
資格	国家資格				民間資格
根拠法	柔道整復師法	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律		医師法	-
行為	医業類似行為（施術）			医療行為	矯正
費用	療養費、自費			医療費	自費

（注）接骨院での柔道整復師による施術が国家資格保有者のみ認められた医業類似行為である一方で、整体院では医業類似行為を行うことは認められていません。

柔道整復師及び接骨院数は、年々増加傾向にあります。

柔道整復師数、柔道整復の施術所（接骨院）数、柔道整復師国家試験の合格者数

	2004年	2006年	2008年	2010年	2012年	2014年	2016年	2018年
柔道整復師数(人)	35,077	38,693	43,946	50,428	58,573	63,873	68,120	73,017
施術所数(院)	27,771	30,787	34,839	37,997	42,431	45,572	48,024	50,077
合格者数(人)	2,902	4,416	4,763	4,592	4,438	4,503	4,274	4,054

出典：厚生労働省「衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況」及び「柔道整復師国家試験の合格発表」

国民医療費が増加傾向にあるのに対して、柔道整復療養費は減少傾向にあります。

柔道整復、はり・きゆう、マッサージ等の療養費の推移

（単位：億円）

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
柔道整復	4,085	3,985	3,855	3,825	3,789	3,636	3,437	3,278
はり・きゆう	352	358	365	380	394	407	411	411
マッサージ	560	610	637	670	700	707	727	733
治療用装具	396	406	405	421	425	438	443	452
国民医療費	385,850	392,117	400,610	408,071	423,644	421,381	430,710	433,949

出典：厚生労働省「柔道整復、はり・きゆう、マッサージに係る療養費の推移（推計）」及び「医療保険に関する基礎資料」

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社F Pデザイン (注)2.3	大阪市中央区	50,000	金融サービス事業	100.0	役員の兼任 4名 経営及び運営管理 管理業務の業務受託 当社受託業務の一部を 業務委託
株式会社ヘルスケア・ フィット (注)2	浜松市中区	82,850	接骨院ソリューション事業	100.0	役員の兼任 4名 経営及び運営管理 管理業務の業務受託 当社受託業務の一部を 業務委託 資金の貸付
株式会社ヒゴワン	熊本市中央区	30,000	接骨院ソリューション事業	100.0	役員の兼任 4名

- (注)1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 特定子会社であります。
3. 株式会社F Pデザインについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、セグメント情報において「金融サービス事業」の売上高に占める当該連結子会社の売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。)の割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
接骨院ソリューション事業	86 (12)
金融サービス事業	35 (2)
合計	121 (14)

- (注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用者数であります。
3. 臨時従業員には、アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
4. 従業員数が前連結会計年度末と比べ36名増加した理由は、主に業容の拡大に伴う期中採用が増加したこと及び株式会社ヒゴワンを連結子会社としたことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
61 (6)	34.1	4.3	5,015

セグメントの名称	従業員数(人)
接骨院ソリューション事業	61 (6)

- (注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用者数であります。
3. 臨時従業員には、アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

4．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

未来投資戦略2018（内閣官房日本経済再生総合事務局2018年6月）において、持続可能でインクルーシブな経済社会システム「Society5.0」の実現に向けて、今後取り組むべき具体的施策として「次世代ヘルスケア・システムの構築」が設定されております。これは、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年問題への対策として「健康寿命の延伸」を社会的課題としたものであり、次の2つのKPIが設定されております。

2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸、2025年までに2歳以上延伸

2016年：男性72.14歳、女性74.79歳

平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加

国民生活基礎調査（2019年厚生労働省）によると、要介護者の介護が必要となった主な原因として、骨折・転倒（12.5%）及び関節疾患（10.8%）の運動器障害によるものが一定の割合を占めております。柔道整復師は、日本の伝統的な代替療法である柔道整復術の国家資格保有者であり、筋骨格のプロであるため、当社グループは柔道整復師による施術が特に運動器障害の予防に対して効果的であり、「健康寿命の延伸」という社会的課題の解決にも貢献できる可能性があると考えております。

一方で、近年における接骨院業界は、接骨院数の増加に伴う他院との差別化、柔道整復療養費の減少に伴う経営の悪化、新規出店に伴う資金及び人員（有資格者）の確保、人員の増加に伴う教育制度の構築、接骨院経営者の老後資金の確保等、様々な問題や課題が発生しております。

このような経営環境下、当社グループは「良心の相互創生」という経営理念のもと、「健康寿命を延ばし、生きることを楽しむ社会へ」というグループビジョンを掲げ、国内約5万院の接骨院に対して、ソリューションを1院でも多く提供し、接骨院の経営安定化を図ることが重要であると考え、接骨院業界における取引シェア拡大に取り組んでまいります。

このような経営方針、経営環境の下、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は、主として、以下の項目と認識しております。

取引シェアの拡大

当社グループが今後より成長していくには、全国50,077院（出典：厚生労働省「平成30年衛生行政報告例（就業医療関係者）」の概況）の接骨院との取引シェアを拡大することが最も重要であると考えております。当社グループと取引実績のある接骨院数は、3,091院（2021年3月末）であり、接骨院数における当社グループの取引シェアは約6.2%となっております。今後も引き続き取引実績のない接骨院に対して新規開拓活動を行い、取引シェアの拡大に取り組んでまいります。

取引実績のある接骨院数

年月	接骨院数
2017年3月末	1,414院
2018年3月末	1,677院
2019年3月末	1,929院
2020年3月末	2,387院
2021年3月末	3,091院

組織的な営業体制の構築

当社グループの今後の事業展開を見据えるとともに、経営リスクの軽減を図り、特定の役職員に販売を依存することのない組織的な営業体制の構築に取り組んでおります。組織的な営業体制の構築には、優秀な人材の確保及び入社後の教育制度が重要であると考えております。積極的な採用活動による優秀な人材の確保と採用した従業員がその能力を最大限に発揮できる教育制度の充実に加え、すべての従業員が活躍できる組織づくりに取り組んでまいります。また、従業員が定着するためには、共通の考え方となる経営理念の浸透が重要であると考えており、より一層の経営理念の浸透に取り組んでまいります。

商品・サービスの開発

当社グループが継続して成長するには、顧客である接骨院やその先にいる利用者の潜在的ニーズを汲み取り、それらを反映させた新たな商品又はサービスの開発等を継続的に行っていくことが重要であると考えております。IT化による生産性の向上や療養費に過度に依存しない接骨院の経営体制の構築、健康増進を目的としたトレーニング等の接骨院利用者向け予防メニューの開発等は、接骨院業界の共通課題と考えており、今後も引き続き新たな商品・サービス等の開発に取り組んでまいります。

競合他社との差別化

当社グループが効率的な営業を行うには、競合他社との差別化が必要であると考えております。当社グループの特長といたしましては、次のとおりと考えております。

- ・収支計画の作成や財務分析等の当社のコンサルティングノウハウを活かした営業を行っていること。
- ・相手先の規模に関係なく、接骨院の多様なニーズに対応できる商品ラインナップがあること。
- ・顧客の競合となる接骨院経営を自ら行っておらず、業界内で中立的な立ち位置での営業を行っていること。
- ・接骨院経営者の老後対策として、資産形成を提案できる金融サービス事業がグループ内にあること。

上記のような特長があることから、接骨院と長期的に関係性を構築できることが当社グループの強みの1つであり、今後も引き続き競合他社との差別化を図りながら営業活動を行い、取引シェアの拡大に取り組んでまいります。

安定収益基盤の強化

当社グループが安定的な経営を行うには、継続的な収入となる安定収益の確保が重要であると考えております。教育研修コンサルティングの強化のほか、ソフトウェアにおける月額利用料等のサブスクリプション型の収益や、多少の変動はあるものの毎月一定の収益が見込める消耗品販売等も安定収益の増加に繋がることから、今後も引き続き安定収益基盤の強化に取り組んでまいります。

新たなマーケットへの事業展開

当社グループは「健康寿命の延伸」を目指し、新たに取り組む領域として一般医療機器販売を中心とした消費者向けの幅広い商品展開を考えております。接骨院業界だけでなく、ヘルスケア業界全体への事業展開については、当社グループの成長可能性を高めるものであるため、今後も引き続き取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症対策

当社グループでは、従業員及びその家族の皆様の安全確保が最優先と考えております。新型コロナウイルス感染症の予防策として、従業員には手洗い消毒、マスク着用の励行や時差出勤及びテレワークの推奨等を実施しております。また、取引先との商談等の営業活動においては、これまで直接訪問する等の対面形式が主でありましたが、Web会議システムを利用したオンライン形式による対応に取り組んでまいります。

当社グループでは、継続的に収益を確保し、事業規模の拡大を図るためにも、売上高・経常利益を重要な経営指標と位置付けております。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があると認識している主要なリスクを以下に記載しております。また、当社グループにおいて必ずしも特に重要なリスクとは考えていない事項についても、投資判断のうえで、又は事業活動を理解するうえで重要と考えられる事項については、投資者及び株主に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社グループは、これらのリスクの発生可能性を認識したうえで、その発生の予防及び発生時の対応に万全を期す所存であります。

なお、これらは当社グループにおけるリスクの全てを網羅するものではなく、記載された事項以外の予見し難いリスクも存在します。また、以下の記載のうち、将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

1．事業環境に関するリスク

(1)新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症の影響により、国内の経済活動が著しく低下しております。当社グループでは、Web会議システムによるオンラインでの営業活動やコンサルティングサービスの提供に取り組んでおりますが、未だに収束の兆しが見えないことから、今後も、政府による緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用等により、外出自粛等の行動制限が長期化し、当社グループの営業活動に支障が出た場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2)外部環境の変化について

当社グループが主な事業の対象とする接骨院業界は、近年の柔道整復師の増加に伴って接骨院数が増加しております。接骨院数の増加による過当競争の発生又は診療報酬改定による療養費の引き下げ等の事業環境の悪化により、取引先の接骨院の業績が悪化した場合には、当該接骨院に対する売上が減少する等により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。さらに、接骨院は、「健康保険法」、「柔道整復師法」及び「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」等による法的規制を受けており、各法的規制の強化又は変更等により接骨院に対して著しく不利となる法改正が行われた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの金融サービス事業が行っている保険代理店及び金融商品仲介業の取扱商品は、税制改正や所管行政庁の指針変更等を原因として、顧客への勧誘（募集・販売）に影響を及ぼす可能性があります。加えて、金融商品仲介業の取扱商品は、株式相場、金利水準、為替相場等の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況（財務、経営状況を含む。）の悪化その他の外部評価の変化等を原因として、市場環境が悪化し、顧客の投資縮小や顧客の離反等により、当社グループの収益が減少し、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3)法的規制について

当社グループの接骨院ソリューション事業は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」及び「職業安定法」等の法的規制を受けているとともに、金融サービス事業は、「保険業法」、「金融商品取引法」及び「金融商品の販売等に関する法律」等の法的規制を受けております。当社グループは、内部管理体制の充実化を図り、コンプライアンスを推進することで、これらの法令の遵守に努めておりますが、今後新たな法的規制の導入や現行の法的規制の強化等の法改正が行われた場合、又は、万一、金融業界全般に大きな影響を及ぼすような法的規制が設けられた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、広告宣伝を行う際の各種製作物の表現について、「不当景品類及び不当表示防止法」、「不正競争防止法」及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等による法的規制を受けております。当社グループは、これらの法令を遵守するために、グループで一元的な広告審査体制を構築しておりますが、万一、これらの法令に違反する行為が行われた場合、当社グループが社会的信用を失う可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(4)他社との競合について

当社グループが事業を展開する市場では、各分野において、競合企業が存在しております。当社グループでは、引き続き、顧客のニーズに応える商品・サービスの提供及び販売価格等において差別化を図り、競争力を維持してまいりますが、競合企業との差別化が困難になった場合や他社の新規参入により競争が激化した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 事業に関するリスク

(1) 通信ネットワーク及びコンピュータシステムの障害について

当社グループが提供するASP（注）サービスにおいて、通信ネットワークやコンピュータシステム等の障害、自然災害や事故、システムバグその他の理由により運用サーバーが停止した場合、正常環境に復旧するまで当社グループは、正常なサービス提供を行うことができない可能性があります。また、それが長期間に及んだ場合、当社グループの販売活動に影響し、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（注）パソコン用のアプリケーション（特定の作業のためのソフトウェア）を個々のローカルマシンにインストールするのではなく、インターネットを介してウェブブラウザ上で使用できるようにするサービス。

(2) 情報セキュリティについて

当社グループが接骨院ソリューション事業において提供するソフトウェア製品に蓄積された個人情報等は、当社グループの契約先のサーバー内で管理されております。現在契約先にて採用中のネットワークセキュリティにかかわらず、不正アクセスその他の理由により、個人情報等の流出、毀損、消失の可能性は存在しております。

また、当社グループで提供する療養費請求代行サービスにおいては、利用者の施術内容等の個人情報等が記載されたレセプトデータが、一定期間滞留します。当社グループでは、当該データへのアクセス権限を制限したり、監視カメラを設置して常時録画するなどセキュリティを強化しておりますが、個人情報等の流出、毀損、消失の可能性は皆無ではありません。

さらに、当社グループで提供する金融サービス事業においては、契約の申込・締結に伴って、契約者等の個人情報等を取得して、管理しております。これらの個人情報についても、アクセス権限を制限したり、紙媒体の情報は施錠できるキャビネットで保管するなどして、安全管理措置を講じていますが、個人情報等の流出、毀損、消失の可能性は皆無ではありません。

そのため、万一、このような個人情報等の流出、毀損、消失が発生した場合、当社グループに対する損害賠償の請求、訴訟その他の責任追及がなされる可能性があります。これらの責任追及が社会的な問題に発展した場合、当社グループが社会的信用を失う可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 機材の仕入先への依存及び機材の品質について

当社は、身体に電気を流して皮膚下の筋肉を刺激する装置である「EMS」や、医療機器である「トムソンベッド」、「IFMC.」及び低周波治療器「Inject Energy」（以下、総称して「医療機器機材」という。）を、それぞれ特定の仕入先から仕入れております。仕入先とは取引開始以来、良好な関係を継続しており、今後も仕入取引を継続していく方針であり、また、継続的かつ安定的に仕入ができるよう情報交換等を含め連携を強化しております。しかしながら、自然災害、仕入先の経営破綻に加え、医療機器機材については仕入先が行政処分を受ける可能性も否定できず、当社はこれらの機材を適切な価格及び機会において仕入ができなくなる可能性があります。これらの機材は、当社の一定の売上割合を占めており、代替の取引先は存在するものの、適切な価格及び機会において当社が必要とする数の機材の仕入ができなくなった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、製造物責任に関する賠償については、仕入先が製造物責任保険に加入しておりますが、この保険が最終的に負担することとなった賠償額を十分にカバーできるという保証はありません。そのため、万一、大規模な回収や製造物責任に関する賠償の問題が生じるような機材の欠陥又は事故等が発生した場合、多額のコストが発生するとともに、当社グループが社会的信用を失う可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 在庫リスクについて

当社は、販売予測に基づく適切な在庫管理を行うことにより、過剰在庫の発生及び品切れによる販売機会の逸失がないよう努めておりますが、販売予測を誤った場合には過剰在庫又は在庫不足となり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 商品開発について

接骨院ソリューション事業では、今後も商品開発への投資を継続的に行っていく方針であります。しかしながら、商品開発が計画より遅れた場合、商品開発を途中で断念した場合、又は開発した商品が販売不振に終わった場合等には、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(6) 療養費請求代行サービスについて

当社グループの接骨院ソリューション事業は、療養費請求代行サービスを展開しております。また、他の事業者が提供している療養費請求代行サービスの一部も受託しています。療養費は、各保険者に対して療養費支給申請書を提出したのち、各保険者における厳正な審査を経て、適正な支給申請であると認められた場合に支給されます。

当社グループでは、療養費支給申請書の提出漏れや提出遅れのないように、相応の人員を投下して体制を整えておりますが、万一、想定をはるかに上回る数の療養費支給申請書の不備が発生したり、相当数の提出漏れ又は提出遅れが発生し、接骨院等への療養費の支払いが遅れた場合、当社グループが社会的信用を失う可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 療養費早期支払サービスについて

当社グループの接骨院ソリューション事業における療養費請求代行サービスには、貸金業者と提携することにより、療養費を早期に現金化するサービスが含まれております。提携している貸金業者とは取引開始以来、良好な関係を継続しており、今後も情報交換等を含めて連携を強化しつつ、取引を継続していく方針であります。しかしながら、当社グループは貸金業登録をしていないため、万一、貸金業者との提携関係を解消せざるを得なくなった場合には、業法上のリスクを回避するため療養費を早期に現金化するサービスを維持することができず、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 許認可等について

接骨院ソリューション事業では、医療機器機材を販売するために、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく都道府県知事の許可を受けた高度管理医療機器等販売業・貸与業を行っております。また、「職業安定法」に基づく厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介事業を行っております。さらに、金融サービス事業では、「金融商品取引法」にもとづく内閣総理大臣の登録を受けた金融商品仲介業を行っております。現時点において、当社グループでは許可・登録の取消等の事由に該当する事実はないと認識しておりますが、許可・登録要件に違反した場合等には、許可・登録の取消、事業停止命令又は事業改善命令を受けることがあります。当社グループは、今後もコンプライアンスの推進及びリスク対策に十分努めてまいりますが、万一、何らかの理由により許可・登録の取消等があった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 保険会社との関係について

当社グループの金融サービス事業が行っている保険代理店事業では、生命保険会社及び損害保険会社と代理店契約を締結して、「保険業法」に基づく登録を行っております。そのため、当社グループは、同法及びその関係法令並びにそれらに基づく関係当局の監督等による規制等を受けて、サービス活動及び保険募集を行っており、当社グループが同法に定められた保険募集に関する禁止行為に違反した場合等は、内閣総理大臣は代理店登録の取消や業務の全部又は一部の停止、業務改善命令の発令等の行政処分を行うことができるとされています。当社グループは、内部管理体制の充実化を図り、コンプライアンスを推進しておりますが、万一、当社グループの金融サービス事業が行政処分を受けることにより、社会的信用を失い、代理店契約の大半を解除されるような事態になった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。さらに、保険会社の財政状態の悪化等により、保険契約が失効・解約されるような事態等になった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 知的財産権の侵害について

当社グループは、当社グループが提供するサービスが第三者の商標権・著作権等の知的財産権を侵害しないよう可能な範囲で調査を行っており、現在は当該侵害の事実はないものと認識しております。しかしながら、知的財産権侵害の有無を完全に把握することは困難であり、将来的に、当社グループが提供するサービスについて、第三者より知的財産権の侵害に関する請求を受け、又は訴訟を提起される可能性は否定できず、その場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループでは提供するサービスに関する知的財産権の保護に努め、当社グループが保有する商標権等の知的財産権を侵害されないように、細心の注意を払っておりますが、侵害を把握しきれない場合や侵害に対して適切な対応をすることができない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11)特定の役職員への依存について

当社グループは、取締役や幹部社員等の専門的な知識、技術、経験を有している役職員が業務執行について重要な役割を果たしており、当該役職員に蓄積されている経験値は、当社グループの重要なノウハウであると認識しております。しかしながら、当該役職員が何らかの理由によって退任、退職したり、又は長期離脱を余儀なくされる等により、後任者の確保が困難となった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12)人材の確保及び育成について

当社グループは、今後の事業拡大に伴い、積極的に優秀な人材を採用し、社内教育を行うとともに、特定の人物に過度に依存しない体制の構築や、業務拡大を想定した人材の増強を図る予定ですが、現在、在職している人材の予想を上回る流出や当社グループの求める人材が確保できない場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、適切な人材を確保できたとしても、人材の増強や教育等に伴い、固定費の増加を余儀なくされる可能性があり、その場合にも当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13)内部管理体制について

当社グループの継続的な成長のためには、社内における情報管理や労務管理を含む内部管理体制が適切に機能することが必要不可欠であると認識しており、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保並びに法令及び各社内規程の遵守を徹底しておりますが、事業拡大により、内部管理体制が有効に機能しなかった場合には、適切な業務運営を行うことができず、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(14)固定資産に係る減損リスクについて

当社グループは、事業用設備備品等の有形固定資産及びソフトウェア等の無形固定資産を保有しており、これらは潜在的に資産価値の下落による減損リスクに晒されております。当社グループでは、対象となる資産について減損会計ルールに基づき適切な処理を行っておりますが、保有する固定資産の収益性が悪化し、資産価値が低下した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15)自然災害のリスクについて

大規模地震や台風等の自然災害により、当社グループの本社や他の拠点又は顧客に甚だしい被害が発生した場合は、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. その他

(1) 株式価値の希薄化について

当社は、当社グループの役員及び従業員並びに社外協力者に対して、ストック・オプションとしての新株予約権を付与しております。今後におきましても、当社グループの役員及び従業員等に対するインセンティブとして新株予約権を付与する可能性があります。これらの新株予約権が行使された場合には、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式価値に希薄化が生じる可能性があります。

また、当社は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をより一層高め、中長期的なりテンション効果を持たせること等を目的として、特定譲渡制限付株式として当社普通株式を当社グループの役員及び従業員の一部に割り当てております。今後におきましても、当社グループの役員及び従業員等に対するインセンティブとして特定譲渡制限付株式を割り当てる可能性があります。特定譲渡制限付株式として、当社株式が新たに発行された場合には、既存の株主が有する株式価値に希薄化が生じる可能性があります。

(2) 配当政策について

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主への利益還元を行うことを重要な経営課題と認識しております。一方で、財務体質の強化及び積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実を優先させるため、現在までのところ無配を継続してまいりました。

今後におきましては、毎期の業績及び財政状態を勘案しつつ、将来の事業拡大のために必要な内部留保とのバランスを図りながら配当による株主への利益還元を安定的かつ継続的に実施する方針であります。現時点において配当の実施の可能性及びその実施の時期等は未定であります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に応じ、また、一層の事業拡大を目指すため、中長期的な投資原資として利用していく予定であります。

(3) M&Aについて

当社グループでは、新規事業やサービスの拡大のため、M&Aを有効な手段のひとつに位置付けており、今後も必要に応じてM&Aを実施する方針であります。

M&Aに際しては、対象企業のビジネス、財務内容及び法務等について詳細なデューデリジェンスを行い、各種リスクの低減を図る方針であります。しかしながら、これらの調査段階で想定されなかった事象が、M&A実行後に発生する場合や、事業展開が計画通りに進まない可能性があり、その場合は当初期待した業績への寄与の効果が得られない可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(経営成績等の状況の概要)

(1) 経営成績の状況

当連結会計年度における国内外の市場環境は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い経済が大きな影響を受け厳しい状況下となりました。感染の動向が国内外に与える影響に十分注意する必要がある状態となっており、今後の経済活動は依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが主要市場とする接骨院業界におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛の影響で来院患者数が減少しました。緊急事態宣言解除後は来院患者数は回復傾向となりましたが、接骨院数の増加に伴う他院との差別化、柔道整復療養費の減少に伴う経営の悪化、新規出店に伴う資金及び人員（有資格者）の確保、人員の増加に伴う教育制度の構築、接骨院オーナーの老後資金の確保等、様々な問題や課題が発生しております。

このような状況の中、当社グループの接骨院ソリューション事業では、接骨院の経営・運営における様々な問題（売上の減少、資金難、経営戦略不足、教育制度の未整備等）に対するソリューションの提供を行ってまいりました。新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言下では対面での営業活動は自粛し、オンライン営業やWebセミナーを開催すること等で、新規・既存顧客への対応を行ってまいりました。金融サービス事業でも外出自粛の影響で営業活動は制限されましたが、オンライン営業や電話対応により、顧客への丁寧な対応を行ってまいりました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は売上高2,687,593千円（前連結会計年度比24.0%増）、営業利益247,124千円（前連結会計年度比10.2%増）、経常利益240,425千円（前連結会計年度比18.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益157,237千円（前連結会計年度比10.2%増）となりました。

セグメントの経営成績は次のとおりであります。

<接骨院ソリューション事業>

ソフトウェアでは、接骨院向け患者情報管理システム「Ligoo POS & CRM」及びレセプト計算システム「レセONE」の販売を行いました。また、「レセONE」を業務提携先へ提供したこと及び「レセONE」と「Ligoo POS & CRM」がひとつになった「レセONEプラス」の販売を2020年6月より開始したこと等により、売上高は501,608千円（前連結会計年度比43.5%増）となりました。

機材・消耗品では、接骨院での自費施術メニューの拡大をサポートする為のツールである機材や当社のコンサルティングノウハウを集約した教材及び2021年3月より新商材としてIFMC.商品等の販売を行いました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、対面での営業活動等を一部自粛したこと等により、売上高は741,037千円（前連結会計年度比5.4%減）となりました。

教育研修コンサルティングでは、顧客毎の需要に合わせた年単位など一定の契約期間を基本とする継続型のコンサルティング及び接骨院の幹部または幹部候補者等向けの研修プログラム「GRAND SLAM」等を展開しております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑みて、一部の研修プログラムやセミナー開催を自粛または延期したこと等により売上高は減少しましたが、2020年9月に子会社化した株式会社ヒゴワンの集客コンサルティング関連の売上高が一部寄与したこと等により、売上高は335,834千円（前連結会計年度比38.1%増）となりました。

請求代行では、接骨院等における事務負担の軽減を目的とした療養費請求代行サービスを展開した結果、売上高は231,972千円（前連結会計年度比2.4%増）となりました。

以上の結果、売上高1,810,452千円（前連結会計年度比13.0%増）、営業利益196,859千円（前連結会計年度比2.5%減）となりました。

<金融サービス事業>

保険代理店では、緊急事態宣言の影響で営業活動は制限されましたが、緊急事態宣言解除後は対面での営業活動を再開しました。また、接骨院ソリューション事業において構築された接骨院ネットワーク及び提携先からの紹介等により生命保険及び損害保険の販売を行った結果、売上高は379,537千円（前連結会計年度比6.5%増）となりました。

IFA（金融商品仲介業）では、株式や投資信託等の金融商品を用いて、中長期的な視点で資産形成や資産運用のアドバイスをしております。こちらも緊急事態宣言の影響で営業活動は制限されましたが、オンライン営業や電話対応により、大きな相場変動局面で顧客への丁寧な対応を行いました。また、緊急事態宣言解除後は対面での営業活動を再開したこと及びIFA人員が増加し、取引手数料や信託報酬が増加したこと等により、売上高は496,403千円（前連結会計年度比137.2%増）となりました。

その他では、一般事業会社の財務コンサルティングを受託したことにより、売上高は1,200千円（前年同期は売上高なし）となりました。

以上の結果、売上高877,140千円（前連結会計年度比55.1%増）、営業利益50,265千円（前連結会計年度比124.3%増）となりました。

(2) 財政状態の状況

資産

当連結会計年度末の資産合計は3,318,574千円となり、前連結会計年度末と比べ1,710,372千円の増加となりました。

流動資産は2,417,441千円となり、前連結会計年度末と比べ1,245,476千円の増加となりました。これは主に、現金及び預金が983,966千円、売掛金が214,951千円増加したことによるものであります。

固定資産は901,132千円となり、前連結会計年度末と比べ464,895千円の増加となりました。これは主に、建設仮勘定が15,827千円、ソフトウェア仮勘定が435,977千円、のれんが10,585千円増加したことによるものであります。

負債

当連結会計年度末における負債合計は2,259,913千円となり、前連結会計年度末と比べ1,473,799千円の増加となりました。

流動負債は1,013,388千円となり、前連結会計年度末と比べ494,518千円の増加となりました。これは主に、買掛金が36,491千円、1年内返済予定の長期借入金が307,916千円、未払金が88,162千円、未払法人税等が33,589千円、預り金が35,207千円増加したことによるものであります。

固定負債は1,246,524千円となり、前連結会計年度末と比べ979,281千円の増加となりました。これは主に、長期借入金が977,199千円増加したことによるものであります。

純資産

当連結会計年度末における純資産は1,058,661千円となり、前連結会計年度末と比べ236,572千円の増加となりました。これは主に、譲渡制限付株式報酬としての新株発行等により資本金及び資本剰余金がそれぞれ39,779千円、親会社株主に帰属する当期純利益を計上したことにより利益剰余金が157,237千円増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は1,910,653千円となり、前連結会計年度と比べ978,965千円の増加となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

営業活動の結果、得られた資金は207,191千円（前連結会計年度は366,648千円の収入）となりました。これは主に、売上債権の増加額208,111千円、法人税等の支払額40,246千円があったものの、税金等調整前当期純利益236,684千円、減価償却費80,475千円、未払金の増加額78,441千円等によるものであります。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

投資活動の結果、使用した資金は495,687千円（前連結会計年度は226,260千円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出29,438千円、無形固定資産の取得による支出464,112千円等によるものであります。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

財務活動の結果、得られた資金は1,267,461千円（前連結会計年度は509,181千円の収入）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出372,535千円があったものの、長期借入による収入1,628,000千円等によるものであります。

(4) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(5) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。なお、金融サービス事業の仕入実績はありません。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
接骨院ソリューション事業	355,892	131.0
合計	355,892	131.0

(注)上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(6) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(7) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごと、サービス区分ごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称及びサービス区分	販売高(千円)	前年同期比(%)
接骨院ソリューション事業		
ソフトウェア	501,608	143.5
機材・消耗品	741,037	94.6
教育研修コンサルティング	335,834	138.1
請求代行	231,972	102.4
接骨院ソリューション事業 合計	1,810,452	113.0
金融サービス事業		
保険代理店	379,537	106.5
IFA(金融商品仲介業)	496,403	237.2
その他	1,200	-
金融サービス事業 合計	877,140	155.1
合計	2,687,593	124.0

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態

資産

当連結会計年度末の資産合計は3,318,574千円となり、前連結会計年度末と比べ1,710,372千円の増加となりました。これは主に、当連結会計年度において新たに取得した株式会社ヒゴワンを連結の範囲に含めたこと、現金及び預金が983,966千円、売掛金が214,951千円、レセONE等の機能追加・強化の開発を行っているためソフトウェア仮勘定が435,977千円増加したことによるものであります。

負債

当連結会計年度末における負債合計は2,259,913千円となり、前連結会計年度末と比べ1,473,799千円の増加となりました。これは主に、当連結会計年度において新たに取得した株式会社ヒゴワンを連結の範囲に含めたこと、未払金が88,162千円、借入調達による1年内返済予定の長期借入金を含む長期借入金が1,285,115千円増加したことによるものであります。

純資産

当連結会計年度末における純資産は1,058,661千円となり、前連結会計年度末と比べ236,572千円の増加となりました。これは主に、譲渡制限付株式報酬としての新株発行等により資本金及び資本剰余金がそれぞれ39,779千円、親会社株主に帰属する当期純利益を計上したことにより利益剰余金が157,237千円増加したことによるものであります。

b. 経営成績

売上高

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ519,763千円増加の2,687,593千円（前連結会計年度比24.0%増）となりました。

接骨院ソリューション事業におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、対面での営業活動を一部自粛したこと等により、機材・消耗品の売上は減少したものの、ソフトウェア販売及び教育研修コンサル並びに請求代行は好調に推移しました。また、当連結会計年度において新たに取得した株式会社ヒゴワンの集客コンサルティング関連の売上高が一部寄与しました。この結果、接骨院ソリューション事業の売上高は1,810,452千円（前連結会計年度比13.0%増）となりました。

金融サービス事業におきましては、緊急事態宣言の影響で営業活動は制限されましたが、IFA（金融商品仲介業）の人員増加により取引手数料や信託報酬が増加しました。また、保険代理店では接骨院ソリューション事業において構築された接骨院ネットワーク及び提携先からの紹介等により生命保険及び損害保険の販売を行いました。この結果、金融サービス事業の売上高は877,140千円（前連結会計年度比55.1%増）となりました。

売上原価及び売上総利益

当連結会計年度の売上原価は、IFA（金融商品仲介業）の人員増加による委託料の増加や当連結会計年度において新たに取得した株式会社ヒゴワンを連結の範囲に含めたこと等により1,245,660千円（前連結会計年度比33.3%増）となりました。

売上総利益は、売上総利益率の高い商品販売及びサービス提供した結果、当連結会計年度の売上総利益は1,441,932千円（前連結会計年度比16.9%増）となりました。

販売費及び一般管理費並びに営業利益

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、人員の増員に伴う人件費の増加や当連結会計年度において新たに取得した株式会社ヒゴワンを連結の範囲に含めたこと等により1,194,808千円（前連結会計年度比18.4%増）となりました。その結果、当連結会計年度の営業利益は247,124千円（前連結会計年度比10.2%増）となりました。

営業外損益及び経常利益

助成金収入及び受取賃貸料等により営業外収益3,108千円を計上した一方で、支払利息9,807千円を営業外費用に計上した結果、当連結会計年度の経常利益は240,425千円（前連結会計年度比18.1%増）となりました。

特別損益及び親会社株主に帰属する当期純利益

固定資産除却損3,741千円を特別損失に計上しました。また、法人税、住民税及び事業税66,804千円、法人税等調整額12,641千円を計上した結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は157,237千円（前連結会計年度比10.2%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a．キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は1,910,653千円となり、前連結会計年度と比べ978,965千円の増加となりました。

キャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 経営成績等の状況の概要 (3) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

b．資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金需要の主なものは、商品の仕入及び外注費、並びに販売費及び一般管理費であります。また、投資を目的とした資金需要として、ソフトウェアを中心とした設備資金等であります。

資金の源泉は主として、自己資金及び金融機関からの借入金による調達を基本としております。資金の流動性については、事業計画、設備投資計画に応じた現金及び預金残高の確保と必要に応じて外部資金の調達を行うことにより維持してまいります。また、複数の金融機関との間で当座貸越契約を締結しており、資金調達手段を確保することで、流動性リスクをコントロールしております。

(3) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、決算日における資産及び負債の数値、連結会計年度の収益及び費用の数値に影響を与える見積りを必要としております。当該見積りについては、過去の実績値や状況を踏まえ、合理的と判断される前提に基づき行っておりますが、見積りについては不確実性が存在するため、実際の結果と異なる可能性があります。この見積りについては継続して評価し、必要に応じて見直しを行っております。

a．繰延税金資産の回収可能性

当社グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

b．固定資産の減損

当社グループは、固定資産において、減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。事業計画や市場の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損損失が発生し、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

c．新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積り

詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載しております。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2. 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境や事業活動等、当社グループにおいて様々な要因の変動による影響を受ける可能性があることと認識しております。そのため、当社グループを取り巻く外部環境及び内部環境に留意し、内部統制システムの強化や優秀な人材の確保と育成、様々なニーズに合った商品やサービスの開発等により、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散し、リスクの発生を抑え、適切な対応を図ってまいります。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループが今後より成長していくために、「第2 事業の状況 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、様々な経営課題に対処することが必要であると認識しております。それらの課題に対応するために、当社グループを取り巻く外部環境及び内部環境に留意し、様々なニーズを識別して経営資源の最適化に努めること及び継続的に収益を確保し、事業規模の拡大を図ってまいります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、当社グループ（当社及び連結子会社）の設備投資の総額は496,050千円であり、セグメント別に示すと、次のとおりであります。

なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資も含めて記載しております。

(1) 接骨院ソリューション事業

当連結会計年度の主な設備投資は、本社内装設備及びレセONEの機能追加のソフトウェア開発を中心とする総額490,009千円（無形固定資産462,612千円、有形固定資産27,397千円）の投資を実施しました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) 金融サービス事業

当連結会計年度の主な設備投資は、事務所増床に伴う設備に総額6,040千円（無形固定資産1,500千円、有形固定資産4,540千円）の投資を実施しました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)	
			建物附属設備 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	ソフトウェア及びソフトウェア 仮勘定 (千円)	その他 (千円)		合計 (千円)
大阪本社 (大阪市中央区)	接骨院ソリューション事業	事務所設備	39,743	11,512	627,433	3,239	681,929	49 (6)
東京事務所 (東京都港区)	接骨院ソリューション事業	事務所設備	1,303	940	-	-	2,244	12 (-)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具、建設仮勘定、商標権の合計であります。

4. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用者数であります。

5. 臨時従業員には、アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

6. 上記の大阪本社及び東京事務所は、連結会社以外の者から賃借している建物であり、内容は下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
大阪本社 (大阪市中央区)	接骨院ソリューション事業	事務所設備	14,159
東京事務所 (東京都港区)	接骨院ソリューション事業	事務所設備	7,327

(2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア 及び ソフトウェア 仮勘定 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
株式会社FPデザイン	本社 (大阪市中 央区)	金融サービス事 業	事務所設備	2,831	2,957	1,200	0	6,899	30 (1)
	東京事務所 (東京都千 代田区)	金融サービス事 業	事務所設備	3,209	532	-	-	3,741	8 (1)
株式会社ヘルスケア・フィット	本社 (浜松市中 区)	接骨院ソリュー ション事業	事務所設備	7,592	7,747	24,369	-	39,709	4 (-)
株式会社ヒゴワン	本社 (熊本市中 央区)	接骨院ソリュー ション事業	事務所設備	-	7,751	3,304	14,559	25,615	14 (5)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具、建設仮勘定の合計であります。
4. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用者数であります。
5. 臨時従業員には、アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
6. 上記の本社及び東京事務所は、連結会社以外の者から賃借している建物であり、内容は下記のとおりであります。なお、株式会社ヒゴワンの年間賃借料は、連結の範囲に含めた期間の賃借料であります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
株式会社FPデザイン	本社 (大阪市中 央区)	金融サービス事業	事務所設備	8,726
株式会社FPデザイン	東京事務所 (東京都千 代田区)	金融サービス事業	事務所設備	6,785
株式会社ヘルスケア・フィット	本社 (浜松市中 区)	接骨院ソリューション事業	事務所設備	9,679
株式会社ヒゴワン	本社 (熊本市中 央区)	接骨院ソリューション事業	事務所設備	1,963

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定しております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設、改修

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方 法	着手及び完了予定年月		完成後 の増加 能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 大阪本社	大阪市 中央区	接骨院ソ リユー ション事 業	レセONE 機能追加 及び機能 強化	482,465	433,518	自己資金 及び借入 金	2019年 6月	2021年 5月	(注) 2
当社 大阪本社	大阪市 中央区	接骨院ソ リユー ション事 業	レセONE 機能追加 及び機能 強化	150,000	-	自己資金 及び借入 金	2021年 9月	2022年 6月	(注) 2
当社 大阪本社	大阪市 中央区	接骨院ソ リユー ション事 業	Ligoo POS & CRM 機能追加 及び機能 強化	84,895	69,940	自己資金 及び借入 金	2020年 2月	2021年 7月	(注) 2
当社 大阪本社	大阪市 中央区	接骨院ソ リユー ション事 業	Ligoo POS & CRM 機能追加 及び機能 強化	40,080	-	自己資金 及び借入 金	2021年 5月	2021年11月	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3. 前連結会計年度において計画しておりました当社東京事務所の移転は、コロナウイルス感染症拡大の影響により、計画を見直し、中止しました。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,020,000
計	4,020,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年6月28日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	1,391,100	1,391,100	東京証券取引所 (マザーズ)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,391,100	1,391,100	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権(2015年3月31日取締役会決議)

決議年月日	2015年3月31日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 11名 社外協力者 1名
新株予約権の数(個)	20 (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 6,000 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	167 (注)3
新株予約権の行使期間	自 2017年4月1日 至 2024年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 167 資本組入額 84 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
新株予約権の取得条項	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項はありません。

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」は、付与対象者の退職により消却したものを減じた数を記載しております。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、300株とする。なお、新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価(ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

6. 新株予約権の取得条項

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる

当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

上記(注)6に準じて決定する。

新株予約権の行使条件

上記(注)5に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)4に準じて決定する。

第2回新株予約権（2015年7月24日取締役会決議）

決議年月日	2015年7月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 11名 子会社従業員 1名 社外協力者 1名
新株予約権の数（個）	75（注）1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 22,500（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	167（注）3
新株予約権の行使期間	自 2017年8月1日 至 2024年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 167 資本組入額 84（注）4
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
新株予約権の取得条項	（注）6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7

当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項はありません。

（注）1．「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」は、付与対象者の退職により消却したものを減じた数を記載しております。

2．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、300株とする。なお、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価（ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

6. 新株予約権の取得条項

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

上記(注)6に準じて決定する。

新株予約権の行使条件

上記(注)5に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)4に準じて決定する。

第3回新株予約権（2016年6月30日取締役会決議）

決議年月日	2016年6月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 4名 子会社従業員 2名
新株予約権の数（個）	70（注）1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 21,000（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,334（注）3
新株予約権の行使期間	自 2018年7月1日 至 2024年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,334 資本組入額 667（注）4
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
新株予約権の取得条項	（注）6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7

当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項はありません。

（注）1．「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」は、付与対象者の退職により消却したものを減じた数を記載しております。

2．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、300株とする。なお、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価（ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

6. 新株予約権の取得条項

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

上記(注)6に準じて決定する。

新株予約権の行使条件

上記(注)5に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)4に準じて決定する。

第4回新株予約権（2019年6月28日取締役会決議）

決議年月日	2019年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 12名 子会社従業員 4名
新株予約権の数（個）	20（注）1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 2,000（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,830（注）3
新株予約権の行使期間	自 2021年7月1日 至 2029年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,830 資本組入額 915（注）4
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
新株予約権の取得条項	（注）6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7

当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項はありません。

（注）1．「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」は、付与対象者の退職により消却したものを減じた数を記載しております。

2．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価（ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

6. 新株予約権の取得条項

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

上記(注)6に準じて決定する。

新株予約権の行使条件

上記(注)5に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)4に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2016年5月2日 (注)1	180	3,373	36,000	164,600	36,000	114,600
2017年12月20日 (注)2	1,008,527	1,011,900	-	164,600	-	114,600
2020年3月12日 (注)3	275,000	1,286,900	246,675	411,275	246,675	361,275
2020年3月26日 (注)4	14,600	1,301,500	13,096	424,371	13,096	374,371
2020年7月31日 (注)5	29,000	1,330,500	33,669	458,040	33,669	408,040
2020年9月1日～ 2021年3月31日 (注)6	60,600	1,391,100	6,110	464,150	6,110	414,150

(注)1. 有償第三者割当

発行価格 400,000円

資本組入額 200,000円

割当先 株式会社ウィルグループ

2. 株式分割(1:300)によるものです。

3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,950円

引受価額 1,794円

資本組入額 897円

払込金総額 493,350千円

4. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当価格 1,794円

資本組入額 897円

割当先 S M B C 日興証券株式会社

5. 2020年6月25日付の株主総会決議に基づき、2020年7月31日付で株式報酬制度に係る譲渡制限付株式を付与するため、新株式を発行しました。当該新株式の発行により、発行済株式総数が29,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ33,669千円増加しております。

割当先 取締役7名、監査役3名、従業員2名及び子会社取締役1名、従業員1名

発行価格 2,322円

資本組入額 1,161円

6. 新株予約権の行使によるものです。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	16	32	16	-	786	852	-
所有株式数 (単元)	-	26	369	326	971	-	12,205	13,897	1,400
所有株式数の割 合(%)	-	0.18	2.66	2.35	6.99	-	87.82	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
川瀬 紀彦	兵庫県芦屋市	509,200	36.61
K&Pパートナーズ1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区内神田1丁目2番1号	87,000	6.25
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目13番1号)	76,700	5.51
藤原 俊也	東京都中央区	71,100	5.11
石本 導彦	大阪府泉佐野市	68,400	4.92
瀧口 浩平	東京都港区	59,800	4.30
藤本 幸弘	東京都港区	43,500	3.13
城守 和幸	大阪市中央区	39,100	2.81
K&Pパートナーズ2号投資事業有限責任組合	東京都千代田区内神田1丁目2番1号	39,000	2.80
糸野 聡史	大阪府藤井寺市	19,500	1.40
計	-	1,013,300	72.84

(注) 2021年3月19日付で縦覧に供されている大量保有報告書において、楽天証券株式会社が2021年3月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数	株式等保有割合(%)
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	59,800	4.31

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,389,700	13,897	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,400	-	-
発行済株式総数	1,391,100	-	-
総株主の議決権	-	13,897	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式が51株含まれております。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注) 単元未満株式の買取請求に伴い、当事業年度末現在の自己株式数は51株となっております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(数)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	51	224
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	51	-	51	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主への利益還元を行うことを重要な経営課題と認識しております。

一方で、財務体質の強化及び積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実を優先させるため、現在までのところ無配を継続してまいりました。

今後におきましては、毎期の業績、財政状態を勘案しつつ、将来の事業拡大のために必要な内部留保とのバランスを図りながら配当による株主への利益還元を安定的かつ継続的に実施する方針であります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応し、また、一層の事業拡大を目指すため、中長期的な投資原資として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、期末配当の年1回を基本的な方針とし、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図ると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、それによって、株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元ができると考えております。

また、当社は、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めるために、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題であると位置づけ、会社の所有者たる株主の視点を踏まえた効率的な経営を行っております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社では、会社法に基づく機関として、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。また、代表取締役社長直轄組織として、内部監査室を設置し、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを確保できる経営体制の構築を図るとともに、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制の構築のため、代表取締役社長が諮問する機関として、経営会議を設置しております。

また、事業規模に合わせた適正な業務執行と迅速な意思決定ができる経営体制を構築するとともに、独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任することにより、第三者目線で経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを監督・監査し、向上させることが可能であると判断し、現行の体制を選択しております。

企業統治に関するその他の事項

イ．取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長川瀬紀彦が議長を務め、取締役副社長藤原俊也、取締役副社長石本導彦、専務取締役梅木智史、取締役大浦徹也、社外取締役島宏一、社外取締役村田雅幸の7名により構成されており、法令及び定款に定められた事項、経営に関する重要事項の決定及び取締役の職務遂行の監督等を行っております。毎月1回の定期開催のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

また、取締役会には全監査役が出席し、取締役の職務遂行を監督しております。

ロ．監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役江澤紳二郎（社外監査役）が議長を務め、非常勤監査役糸野聡史、非常勤監査役吉田憲史（社外監査役）の3名により構成されており、取締役の業務執行等を監査・監視しております。毎月1回の定期開催のほか、必要に応じて臨時に開催される場合もあります。なお、監査に関する重要な事項や監査の方法等は、監査役会において協議の上、決定しております。

常勤監査役は、重要会議に出席するほか、稟議書その他の業務執行に関する重要文書を閲覧するなど、監査の実効性の確保に努めております。さらに、代表取締役社長との面談や各部門の往査・ヒアリングを実施し、業務の監査が広く行われる体制を整えております。また、会計監査人及び内部監査室長とも連携し、情報交換を行うことで相互の連携を深めております。

非常勤監査役は、取締役会への出席のほか、常勤監査役との連携等を通じて監査を実施しております。

ハ．会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。

ニ．経営会議

経営会議は、代表取締役社長川瀬紀彦が議長を務め、取締役副社長藤原俊也、取締役副社長石本導彦、専務取締役梅木智史、取締役大浦徹也の常勤取締役5名により構成されており、代表取締役社長が諮問する機関として、毎月1回の定期開催のほか、必要に応じて開催しております。経営会議には常勤取締役が出席し、現在の業務執行状況の報告及び意見交換、情報共有等が行われております。また、常勤監査役も経営会議に参加し、会議内容について確認しております。

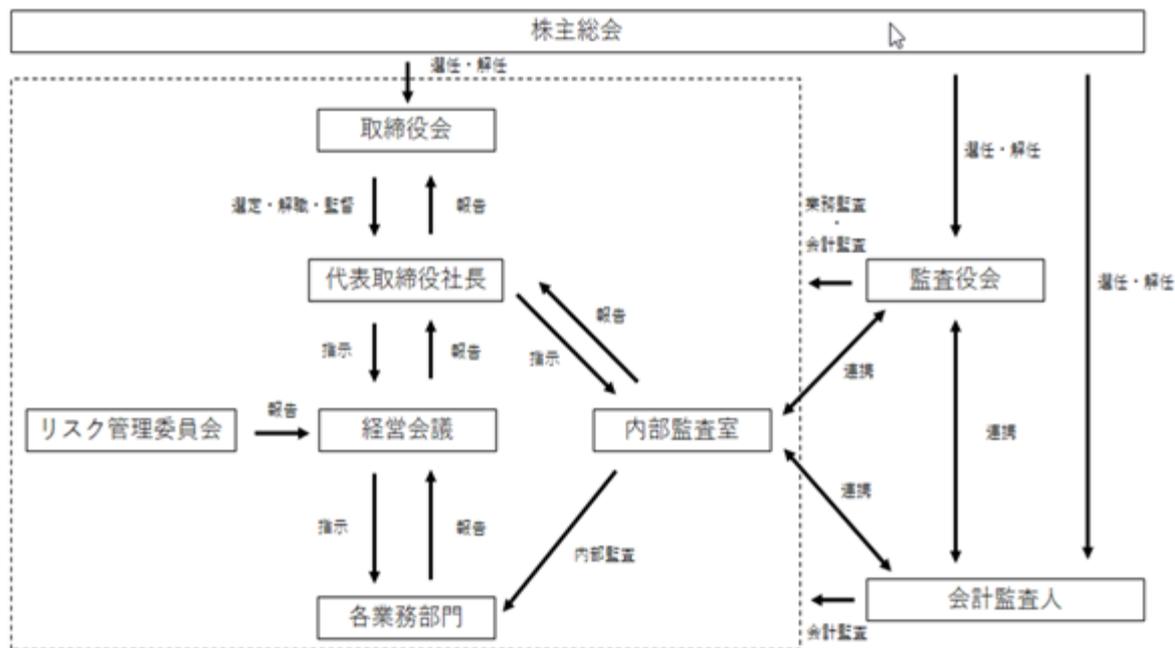
ホ．内部監査室

内部監査室は、専任の内部監査室長1名により構成されており、代表取締役社長直轄の組織として、当社グループ各部門が法令や社内規程に則り、効果的かつ合理的に業務遂行しているかどうかを評価し、問題があれば、業務改善に向けた助言・改善勧告、改善後のフォローアップ等を行っております。また、監査役会及び会計監査人とも定期的に情報交換を行い、効率的な監査の実施に努めております。

へ. リスク管理委員会

リスク管理委員会は、管理担当取締役大浦徹也が委員長を務め、事務局を管理部法務チームが担当し、副委員長、その他委員によって構成されております。同委員会は、各種リスクの洗い出し、分析を行った上で、重要リスクについて経営会議へ報告を行い、重要リスク対策の実施状況のモニタリング等を行っております。

ト. 当社におけるコーポレート・ガバナンス体制の概況図



チ. 内部統制システムの整備状況

当社は、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定め、取締役会その他重要会議により職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保する体制作りに努めております。その他役職員の職務執行に対し、監査役及び内部監査室がその業務執行状況を監視し、随時必要な監査手続を実施しております。

また、全社勉強会を四半期に1度開催し、役職員の意識と知識の向上に努めております。日常的に代表取締役社長や管理部による内部統制システムに関する情報発信も行っております。

a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、法令及び定款並びに社会規範を遵守するとともに、「企業行動規範」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
- (2) 業務遂行する上で遵守すべき基準及び諸手続を纏めた諸規程を作成し、これを遵守する。
- (3) 「コンプライアンス規程」に基づき、管理部門担当取締役をコンプライアンス担当取締役、管理部をコンプライアンス担当部署とそれぞれ定める。コンプライアンス担当取締役及びコンプライアンス担当部署は、コンプライアンス遵守の徹底を図るため、共同して「コンプライアンスマニュアル」等の実施状況を管理及び監督し、役職員に対する適切なコンプライアンス教育及び研修の実施、役職員によるコンプライアンス遵守状況の調査及び問題がある場合の改善指示等を行う。
- (4) 「内部通報規程」に基づき、コンプライアンス上疑義のある行為等の防止・早期発見・是正を目的として内部通報制度を設け、社内窓口として常勤監査役、人事担当責任者、総務担当責任者及び内部監査室長、社外窓口として顧問弁護士を内部通報窓口とする体制を、通報者保護の原則に基づき運用する。
- (5) 万一コンプライアンス上問題となり得る事態が発生した場合には、コンプライアンス担当取締役が、直ちにその状況及び対策その他必要な事項を、取締役会及び監査役会に報告する。コンプライアンス担当部署は、かかる事態の再発を防止するための施策を策定し、当社グループにその内容を周知徹底する。
- (6) 代表取締役社長直轄の内部監査担当部署として内部監査室を設置し、内部監査室は「内部監査規程」に基づき、コンプライアンス担当部署と連携の上、コンプライアンスの状況を定期的に監査する。また、これらの活動は定期的に代表取締役社長及び監査役会に報告する。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、「取締役会規則」、「稟議規程」、「文書管理規程」その他の当社社内規程において、情報の保存及び管理の方法に関する事項を定め、適切に保存及び管理する。

(2)取締役及び監査役は、上記情報を必要に応じて閲覧することができる。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)「リスク管理規程」に基づき、当社グループ全体のリスク管理を行う。

(2)経営危機が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、危機を解決、克服又は回避するための体制を整える。

(3)経営危機を未然に防止するため、当社グループ全体のリスクの管理に係る体制の整備等を担当する組織としてリスク管理委員会を設置する。

(4)内部監査室は各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長及び監査役会に報告する。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)「取締役会規則」に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を都度開催する。

(2)「経営会議規程」に基づき、経営効率を向上させるため、経営会議を毎月1回開催し、一定の業務執行に関する基本的事項及び重要事項にかかる意思決定を機動的に行う。

(3)業務の運営については、取締役会が中期経営計画及び各事業年度の計画を策定し、当社グループ全体の目標を設定するとともに、各取締役の業務分担を定め、効率的な業務執行を行う。各部門においては、計画に定める目標の達成に向け、具体策を立案及び実行するとともに、定期的に取締役会に業績報告を行うことにより、経営計画の達成状況について取締役会によるチェックを受ける。

(4)組織的かつ効率的な経営を行うため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」を定めて運営を行う。

e 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1)当社は子会社に対して、子会社の取締役又は監査役として当社役員を派遣し、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行状況を管理・監督する。

(2)子会社の経営上の重要な意思決定については、当社において取締役会の承認を得る又は報告を行う。

(3)内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を行う。

(4)監査役は、「監査役規程」に基づき、取締役及び使用人から、子会社管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料の閲覧を行うものとする。

f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。

g 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1)監査役の求めにより監査役補助者として使用人を配置した場合の当該使用人は、その職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令を受けないこととする。また、当該使用人の人選、人事異動、人事評価等について、監査役は取締役と協議し、補助使用人の独立性についても十分留意するものとする。

h 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1)取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況の報告を行うとともに、随時各監査役の要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行う。

(2)取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況並びに内部通報窓口への通報状況及びその内容を速やかに報告する。

(3)監査役に報告を行った取締役及び使用人に対し、報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。

i 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1)監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

j その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うこととする。

(2)監査役は、必要に応じて、会計監査人及び内部監査室長と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の効率性及び実効性の確保を図ることとする。

(3)監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士等に専門的な立場から助言を受ける等必要な連携を図ることとする。

k 反社会的勢力との取引排除に向けた体制

(1)「反社会的勢力排除宣言と対応基本方針」に基づき、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求は拒絶することを基本方針とする。

(2)「反社会的勢力対応規程」に管理部を反社会的勢力対応部署と定め、体制整備に努める。同規程に基づき、反社会的取引の防止に必要な管理体制及び手続について規定するとともに、不当要求発生時に採るべき対応策や方針を定める。

(3)反社会的勢力対応に関する方針・規程等の周知徹底にあたっては、「企業行動規範」その他の啓発資料の配付や反社会的取引に至る主要類型等を示すなどにより、注意喚起を行うとともに、役職員に対し反社会的勢力対応に関して必要な教育を実施する。

取締役及び監査役の数

当社の取締役は10名以内、監査役は5名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任決議は、株主総会の決議によって行っております。なお、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

中間配当

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への利益配分の機会を充実させるためであります。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応し、機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

取締役及び監査役との責任限定契約の内容

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定めております。

また、会社法第427条第1項により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の全員と当該契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約に基づき、当社グループの取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、違法な利益供与や犯罪行為等、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、当該保険の契約期間は1年間であり、保険料は当社が全額負担しております。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性10名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	川瀬 紀彦	1976年 5 月 6 日生	2000年 4 月 ㈱商工ファンド (後の㈱ S F C G) 入社 2001年 4 月 ㈱ホロニック入社 2004年 10 月 当社設立 代表取締役社長 2005年 8 月 ㈱ベッツホールディングス 取締役 2005年 12 月 当社 代表取締役社長 (現任) 2013年 1 月 ㈱リグア B E X (現 : 当社) 設立 代表取締役社長 2014年 10 月 ㈱ F P デザイン 取締役 2017年 1 月 ㈱ L A S 取締役 (現任) 2018年 5 月 ㈱ヘルスケア・フィット 代表取締役社 長 (現任) 2020年 9 月 ㈱ヒゴワン 取締役 (現任) 2021年 6 月 ㈱ F P デザイン 取締役 (現任)	(注) 3	459,200
取締役副社長 営業本部・ 事業開発室管掌	藤原 俊也	1977年 9 月 19 日生	2001年 4 月 ㈱ノヴァ入社 2005年 6 月 当社入社 2005年 8 月 当社 取締役 (現任) 2013年 1 月 ㈱リグア B E X (現 : 当社) 取締役 2015年 2 月 ㈱ F P デザイン 取締役 2018年 5 月 ㈱ヘルスケア・フィット 取締役 (現 任)	(注) 3	71,100
取締役副社長	石本 導彦	1970年 9 月 24 日生	1994年 4 月 ㈱コロネット商会入社 1999年 1 月 アリコジャパン (現 : メットライフ生命 保険㈱) 入社 2001年 1 月 グローバルインシュアランスデザイン㈱ 入社 2003年 1 月 (有) F P デザイン (現 : ㈱ F P デザイン) 設立 取締役 2003年 5 月 (有) F P デザインオフィス設立 (現 : ㈱ F P デザインオフィス) 代表取締役 2008年 4 月 ㈱ F P デザイン 代表取締役社長 2010年 3 月 ㈱ライフプラザパートナーズ入社 2014年 8 月 当社 取締役 (現任) 2014年 10 月 ㈱石本コンサルタンツ設立 代表取締役 2015年 1 月 ㈱リグア B E X (現 : 当社) 取締役 2015年 4 月 みつばち保険コンサルタンツ㈱ (現 : F P コンサルタンツ㈱) 入社 2020年 5 月 ㈱ F P デザイン 代表取締役会長 2021年 6 月 ㈱ F P デザイン 代表取締役社長 (現 任)	(注) 3	68,400
専務取締役 社長室室長	梅木 智史	1978年 2 月 22 日生	2001年 4 月 ㈱本間ゴルフ入社 2005年 5 月 ㈱光通信入社 2012年 10 月 長谷川ホールディングス㈱ (現 : H I T O W A ホールディングス㈱) 入社 2013年 2 月 長谷川フードサービス㈱ (現 : H I T O W A フードサービス㈱) 取締役 2013年 4 月 長谷川介護サービス㈱ (現 : H I T O W A ケアサービス㈱) 取締役 2013年 10 月 長谷川ホールディングス㈱ (現 : H I T O W A ホールディングス㈱) 取締役 2016年 6 月 当社入社 取締役 (現任) 2020年 5 月 ㈱ F P デザイン 代表取締役社長 2020年 9 月 ㈱ヒゴワン 取締役	(注) 3	1,500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 管理部長	大浦 徹也	1978年6月2日生	2002年9月 ㈱ノヴァ入社 2005年10月 ㈱エクステンド(現:フロムファースト)入社 2013年3月 ㈱eWeLL入社 2015年4月 当社入社 管理部配属 2016年6月 当社 取締役管理部長(現任) 2018年5月 ㈱ヘルスケア・フィット 取締役(現任) 2018年6月 ㈱FPデザイン 取締役(現任) 2020年9月 ㈱ヒゴワン 取締役(現任)	(注)3	10,000
取締役	島 宏一	1957年12月5日生	1983年5月 ㈱日本リクルートセンター(現:㈱リクルートホールディングス)入社 2010年6月 ㈱リクルート(現:㈱リクルートホールディングス) 常勤監査役 2016年9月 当社 取締役(現任) 2020年5月 ㈱北の達人コーポレーション 取締役(現任) 2020年6月 ㈱コスモスイニシア 取締役(現任) 2020年9月 グリー㈱ 取締役・監査等委員(現任)	(注)3	1,500
取締役	村田 雅幸	1969年2月14日生	1991年4月 大阪証券取引所入所 2003年7月 ㈱大阪証券取引所 執行役員 兼 東京支社長 2006年8月 同社 執行役員 兼 上場部長 2013年6月 ㈱東京証券取引所 執行役員 2018年4月 パブリックゲート合同会社設立 代表社員(現任) 2018年6月 当社 取締役(現任) 2018年7月 ㈱スマレジ 監査役(現任) 2019年3月 Chatwork㈱ 監査役(現任)	(注)3	1,500
常勤監査役	江澤 紳二郎	1956年9月14日生	1979年4月 住友海上火災保険㈱(現:三井住友海上火災保険㈱)入社 2011年4月 三井住友海上火災保険㈱ 理事大阪北支店長 2014年4月 三井住友海上エイジェンシー・サービス㈱ 常務取締役 2015年4月 MS&ADスタッフサービス㈱ 代表取締役 2018年6月 当社 常勤監査役(現任) ㈱FPデザイン 監査役(現任)	(注)4	1,500
監査役	桑野 聡史	1968年6月10日生	1994年4月 齋藤会計事務所入所 1999年3月 若原会計事務所入所 2000年4月 桑野税理士事務所設立 所長(現任) 2005年1月 当社 監査役 2011年10月 当社 取締役 2015年1月 当社 監査役(現任) 2015年2月 ㈱FPデザイン 監査役 ㈱リグアBEX(現:当社) 監査役 2018年5月 ㈱ヘルスケア・フィット 監査役(現任)	(注)4	19,500
監査役	吉田 憲史	1972年11月13日生	1998年10月 監査法人トーマツ(現:有限責任監査法人トーマツ)大阪事務所入所 2002年5月 公認会計士登録 2004年3月 妙中公認会計士事務所入所 2006年8月 インデックスデジタル㈱(現:シナジーマーケティング)入社 2012年7月 吉田公認会計士事務所設立 所長(現任) 2017年6月 当社 監査役(現任) 2020年7月 ㈱Bridge 代表取締役(現任) 2020年9月 ㈱ヒゴワン 監査役(現任)	(注)4	1,500
計					635,700

- (注)1. 取締役 島宏一及び村田雅幸は、社外取締役であります。
2. 監査役 江澤紳二郎及び吉田憲史は、社外監査役であります。
3. 2021年6月25日開催の定時株主総会終結時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までであります。

4. 2019年12月17日開催の臨時株主総会終結時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までであります。

社外役員の状況

当社は、社外取締役2名、社外監査役2名を選任し、取締役会に対する牽制や経営監視の強化を図っております。

社外取締役である島宏一氏は、組織経営に関する相当程度の知見と豊富な経験を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、選任しております。なお、同氏は当社普通株式を1,500株保有しております。この関係以外に当社と同氏との間にその他の人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

社外取締役である村田雅幸氏は、コーポレート・ガバナンスに関する相当程度の知見と専門的知識を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、選任しております。なお、同氏は当社普通株式を1,500株保有しております。この関係以外に当社と同氏との間にその他の人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

社外監査役である江澤紳二郎氏は、コンプライアンスに関する相当程度の知見と保険業界における豊富な経験を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、選任しております。なお、同氏は当社普通株式を1,500株保有しております。この関係以外に当社と同氏との間にその他の人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

社外監査役である吉田憲史氏は、公認会計士及び税理士として、豊富な経験と幅広い見識等を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、選任しております。なお、同氏は当社普通株式を1,500株保有しております。この関係以外に当社と同氏との間にその他の人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役の独立性に関する具体的な基準は定めていないものの、東京証券取引所の定める独立役員要件の充足状況を勘案して一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断した人物を選任しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査役は、監査役会で策定された監査計画に基づいて、当社及び子会社の業務全般について、社外監査役である常勤監査役を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施しております。

また、監査役は、定期的に監査役会を開催し、社外取締役とも情報交換を行う等により連携しております。

さらに、監査役、内部監査室及び会計監査人は、定期的に会合を実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図っております。

(3)【監査の状況】

監査役監査の状況

1. 監査役監査の組織、人員

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役会は、常勤監査役江澤紳二郎（社外監査役）が議長を務め、非常勤監査役糸野聡史、非常勤監査役吉田憲史（社外監査役）の3名により構成されております。

なお、非常勤監査役糸野聡史は税理士資格を有し、また、非常勤監査役吉田憲史は公認会計士及び税理士の資格を有し、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 監査役会の活動状況

監査役会は、毎月1回の定期開催のほか、必要に応じて臨時に開催されております。当事業年度は合計15回開催しており、個々の監査役の出席状況については以下のとおりです。

役職	氏名	出席状況（出席率）
常勤監査役	江澤 紳二郎	15回/15回（100%）
監査役	糸野 聡史	15回/15回（100%）
監査役	吉田 憲史	15回/15回（100%）

監査報告の作成、監査方針及び監査計画の策定及び財産の状況調査の方法、その他監査役の職務執行に関する事項の決定を主な検討事項としております。また、会計監査人の選解任、不再任に関する事項や会計監査人の報酬等に対する同意等、監査役会の決議による事項について検討を行っております。加えて、社外取締役との意見交換会（年2回）、会計監査人との報告会（年4回）を実施いたしました。その他、毎月、関連会社3社の監査状況の確認を行うとともに、内部監査室長に内部監査の結果・状況等を確認しております。

3. 監査役の主な活動

各監査役は、監査役会が定めた監査方針、職務の分担に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会の議事運営、決議内容を監査し、内部統制システムの整備、運用状況を中心に業務活動全般にわたり監査を実施しております。全監査役が全ての取締役会に出席（14回開催出席率100%）いたしました。

常勤監査役による重要会議の出席（12回開催出席率100%）、代表取締役社長との面談（年4回実施）及び各取締役との面談（年2回実施）、稟議書等の重要書類の閲覧、大阪本社の全部門・東京・浜松・名古屋・熊本の関連会社を含めた事務所への内部監査に同行して実地調査（新型コロナウイルス感染拡大における緊急事態宣言中、東京はオンラインを利用した監査）を行い、内部監査室長と月2回のミーティング（計24回）を実施いたしました。

江澤常勤監査役は、株式会社FPデザインの監査役も兼任しており、その取締役会に出席（13回開催出席率100%）、糸野非常勤監査役は、株式会社ヘルスケア・フィットの監査役も兼任しており、その取締役会に出席（14回開催出席率100%）、吉田非常勤監査役は、株式会社ヒゴワンの監査役も兼任しており、その取締役会に出席（5回開催出席率100%）、それぞれ取締役会の議事運営、決議内容を監査いたしました。

内部監査の状況

1. 組織、人員及び手続

当社は、代表取締役社長直轄組織として内部監査室（1名）を設置しております。内部監査室は、業務執行の適正性及び有効性を検証するために独立した機関としております。内部監査の実施は、内部監査計画に基づき、当社グループ各部門が法令や社内規程に則り、効果的かつ合理的に業務遂行しているかどうかを評価しており、問題があれば、業務改善に向けた助言・改善勧告、改善後のフォローアップ等を行っております。

2. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

a. 内部監査と監査役監査との連携状況

毎月開催する監査役会への出席時に、内部監査の実施報告及び懸念点等の情報共有を行っております。また、大阪本社の全部門・東京・浜松・名古屋・熊本の関連会社を含めた事務所（新型コロナウイルス感染拡大における緊急事態宣言中、東京はオンラインを利用した監査）の年2回の内部監査のうちそれぞれ1回は、江澤常勤監査役が同行いたしました。

その他、月2回ミーティング（計24回）を実施して定期的に情報共有をいたしました。

b. 内部監査と会計監査との連携状況

内部監査室長は、四半期ごとに会計監査人との定期的な打合せ（計4回実施）での意見交換に加え、必要に応じ随時打合せを実施して意見交換を行いました。

c. 監査役監査と会計監査の連携状況

監査役会は、四半期ごとに会計監査人より会計監査手続き及び結果の概要につき報告（計4回実施）を受け、意見交換を行いました。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

5年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 三宅 潔
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 神崎 昭彦

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名及びその他6名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、専門性、組織体制、監査実績、監査報酬等を総合的に判断し、選定を行う方針としております。会計監査人の能力、体制、監査業務の遂行状況とその結果及び独立性等について、総合的に判断した結果、有限責任 あずさ監査法人を選定しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人の監査体制及び職務執行状況等を適切であると評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	17,500	4,000	20,500	-
連結子会社	-	-	-	-
計	17,500	4,000	20,500	-

当社における前連結会計年度の非監査業務の内容は、株式上場に係るコンフォートレター作成業務等であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMG）に属する組織に対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、当社グループの事業規模、監査日数及び業務の特性等を勘案して、当社及び監査法人の両社で協議を行い、決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会社法第399条の規定に基づき、会計監査人から監査計画の内容及び日数について説明を受けた上で、会計監査人の適切な業務遂行に必要な監査時間の確保という観点から、監査計画及び監査報酬について同意しております。

また、監査役会は、監査報酬について、成功報酬や著しく低廉な報酬ではなく、会計監査人としての独立性が損なわれるような内容ではないことを確認しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について「役員報酬規程」及び「監査役会規則」により定めております。具体的には、取締役の報酬等の上限額を株主総会で定めており、役員報酬等を含めた年間の役員報酬は、その上限額の範囲内で支給することとしております。なお、役員報酬限度額は、以下のとおりとなります。

役員報酬限度額 取締役200,000千円（2015年6月22日の定時株主総会で決議）

（年額） 監査役 30,000千円（2015年6月22日の定時株主総会で決議）

また、2020年6月25日開催の第16期定時株主総会において、当社の取締役及び監査役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、対象役員と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当制度による報酬は、上記の役員報酬とは別枠で、取締役に対する譲渡制限付株式を付与するための金銭債権の総額を400,000千円以内（うち社外取締役は総額9,000千円以内）、監査役は総額13,500千円以内としております。

取締役の報酬等は、当社の経営状況、個々の取締役の職責及び実績等を勘案し、取締役会にて決定するものとしており、監査役の報酬等は、監査役会での協議によるものとしております。

当事業年度における取締役の報酬等の額は、2020年6月25日開催の取締役会で決定しております。その際、代表取締役社長から議案提案理由の説明があり、全役員出席の上、審議・決定しております。

当事業年度における監査役の報酬等の額は、2020年6月25日開催の監査役会において全監査役の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式 報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	135,769	124,740	-	11,029	5
監査役 (社外監査役を除く)	3,170	2,300	-	870	1
社外役員	22,883	19,400	-	3,483	4

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 譲渡制限付株式報酬の額は、株式報酬費用として当事業年度に費用計上した額です。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務取締役の使用人給与のうち重要なもの

重要性がないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、公益財団法人財務会計基準機構の行う研修等への参加及び財務・会計の専門書の定期購読等を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	942,188	1,926,154
売掛金	112,093	327,045
商品	77,970	76,302
その他	40,333	88,094
貸倒引当金	620	154
流動資産合計	1,171,965	2,417,441
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	62,516	77,505
減価償却累計額	17,980	22,824
建物附属設備(純額)	44,535	54,680
車両運搬具	12,775	14,472
減価償却累計額	9,875	12,791
車両運搬具(純額)	2,899	1,681
工具、器具及び備品	45,418	66,417
減価償却累計額	26,957	34,975
工具、器具及び備品(純額)	18,460	31,441
建設仮勘定	-	15,827
有形固定資産合計	65,895	103,630
無形固定資産		
ソフトウェア	186,150	151,949
ソフトウェア仮勘定	68,380	504,358
顧客関連資産	32,933	25,333
のれん	25,756	36,342
その他	490	291
無形固定資産合計	313,711	718,273
投資その他の資産		
繰延税金資産	28,361	16,797
その他	30,644	65,742
貸倒引当金	2,376	3,311
投資その他の資産合計	56,629	79,228
固定資産合計	436,236	901,132
資産合計	1,608,202	3,318,574

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,347	40,838
1年内返済予定の長期借入金	133,460	441,376
未払金	86,638	174,801
未払費用	52,556	66,198
未払法人税等	25,199	58,788
未払消費税等	32,086	21,850
前受金	42,190	8,882
預り金	132,976	168,183
賞与引当金	9,342	32,414
その他	72	54
流動負債合計	518,870	1,013,388
固定負債		
長期借入金	252,323	1,229,522
資産除去債務	14,920	16,487
繰延税金負債	-	515
固定負債合計	267,243	1,246,524
負債合計	786,113	2,259,913
純資産の部		
株主資本		
資本金	424,371	464,150
資本剰余金	343,338	383,118
利益剰余金	54,378	211,616
自己株式	-	224
株主資本合計	822,088	1,058,661
純資産合計	822,088	1,058,661
負債純資産合計	1,608,202	3,318,574

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	2,167,830	2,687,593
売上原価	934,527	1,245,660
売上総利益	1,233,303	1,441,932
販売費及び一般管理費	2,108,976	2,194,808
営業利益	224,326	247,124
営業外収益		
受取利息	60	43
受取賃貸料	744	737
助成金収入	427	1,281
受取保険料	-	625
その他	29	420
営業外収益合計	1,262	3,108
営業外費用		
支払利息	2,754	9,807
株式交付費	9,807	-
株式公開費用	9,462	-
その他	22	-
営業外費用合計	22,046	9,807
経常利益	203,542	240,425
特別利益		
固定資産売却益	3 19	-
特別利益合計	19	-
特別損失		
固定資産除却損	4 480	4 3,741
特別損失合計	480	3,741
税金等調整前当期純利益	203,082	236,684
法人税、住民税及び事業税	22,137	66,804
法人税等調整額	38,206	12,641
法人税等合計	60,344	79,446
当期純利益	142,738	157,237
親会社株主に帰属する当期純利益	142,738	157,237

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	142,738	157,237
包括利益	142,738	157,237
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	142,738	157,237
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	164,600	83,567	88,359	159,807	159,807
当期変動額					
新株の発行	259,771	259,771		519,542	519,542
親会社株主に帰属する当期純利益			142,738	142,738	142,738
当期変動額合計	259,771	259,771	142,738	662,280	662,280
当期末残高	424,371	343,338	54,378	822,088	822,088

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	424,371	343,338	54,378	-	822,088	822,088
当期変動額						
新株の発行	39,779	39,779			79,558	79,558
親会社株主に帰属する当期純利益			157,237		157,237	157,237
自己株式の取得				224	224	224
当期変動額合計	39,779	39,779	157,237	224	236,572	236,572
当期末残高	464,150	383,118	211,616	224	1,058,661	1,058,661

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	203,082	236,684
減価償却費	78,740	80,475
のれん償却額	3,186	5,940
貸倒引当金の増減額(は減少)	134	940
賞与引当金の増減額(は減少)	1,293	23,072
受取利息及び受取配当金	60	43
支払利息	2,754	9,807
株式交付費	9,807	-
株式公開費用	9,462	-
固定資産売却益	19	-
固定資産除却損	480	3,741
売上債権の増減額(は増加)	45,544	208,111
たな卸資産の増減額(は増加)	18,075	2,731
仕入債務の増減額(は減少)	2,008	32,521
前払費用の増減額(は増加)	106	13,927
未払金の増減額(は減少)	7,394	78,441
未払費用の増減額(は減少)	14,381	9,876
前受金の増減額(は減少)	55,091	33,307
預り金の増減額(は減少)	78,792	35,093
未払消費税等の増減額(は減少)	13,953	12,122
その他	2,103	7,864
小計	381,499	257,800
利息及び配当金の受取額	49	42
利息の支払額	2,798	10,404
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	12,102	40,246
営業活動によるキャッシュ・フロー	366,648	207,191
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	4,200	5,060
有形固定資産の取得による支出	11,211	29,438
有形固定資産の売却による収入	19	-
無形固定資産の取得による支出	212,002	464,112
敷金及び保証金の差入による支出	-	3,272
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	25,984
その他	1,133	211
投資活動によるキャッシュ・フロー	226,260	495,687
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	150,000	1,628,000
長期借入金の返済による支出	146,805	372,535
株式の発行による収入	513,244	12,220
株式公開費用による支出	7,258	-
その他	-	224
財務活動によるキャッシュ・フロー	509,181	1,267,461
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	649,569	978,965
現金及び現金同等物の期首残高	282,118	931,687
現金及び現金同等物の期末残高	1,931,687	1,910,653

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 株式会社F Pデザイン

株式会社ヘルスケア・フィット

株式会社ヒゴワン

上記のうち、当連結会計年度から株式会社ヒゴワンを連結の範囲に含めております。

これは、株式会社ヒゴワンの全株式を取得したことによるものです。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

なお、当連結会計年度より新たに連結子会社となった株式会社ヒゴワンは決算日を12月31日から3月31日に変更しております。この決算期変更に伴い、当連結会計年度において、2020年10月1日から2021年3月31日までの6ヶ月間を連結しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品・・・総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2～15年

ロ 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

また、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現が見込まれる期間で均等償却を行っております。

(4) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、連結財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき検討した結果、それが一定期間継続したとしても、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性は低いと考えております。そのため、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損会計等の会計上の見積りに重要な影響はありません。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が現時点では不透明であり、今後の推移状況を注視してまいります。

(連結貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額の総額	270,000千円	320,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	270,000	320,000

(連結損益計算書関係)

1 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	- 千円	1,405千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
役員報酬	148,840千円	171,340千円
給料及び手当	326,304	380,274
賞与引当金繰入額	6,263	28,150
旅費及び交通費	98,721	60,109
支払手数料	106,749	149,703
貸倒引当金繰入額	134	940

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
工具、器具及び備品	19千円	- 千円

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
ソフトウェア	480千円	3,741千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	1,011,900	289,600	-	1,301,500
合計	1,011,900	289,600	-	1,301,500
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(変動事由の概要)

公募増資による新株式の発行 275,000株
第三者割当増資による新株式の発行 14,600株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	1,301,500	89,600	-	1,391,100
合計	1,301,500	89,600	-	1,391,100
自己株式				
普通株式	-	51	-	51
合計	-	51	-	51

(変動事由の概要)

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行 29,000株
新株予約権の権利行使による新株式の発行 60,600株
単元未満株の買取り 51株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	942,188千円	1,926,154千円
預入期間が3か月を超える定期預金	10,500	15,501
現金及び現金同等物	931,687	1,910,653

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳
前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳
株式の取得により新たに株式会社ヒゴワンを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式
の取得価額と取得による収入(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	69,552千円
固定資産	3,139
のれん	16,526
流動負債	27,717
固定負債	26,500
株式の取得価額	35,000
現金及び現金同等物	40,984
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	5,984

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金は金融機関からの長期借入により、短期的な運転資金は短期借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引については、行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)に晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、預り金はすべて1年以内の支払期日であります。長期借入金は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で10年後であります。営業債務及び長期借入金は、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

営業債権については、債権管理マニュアル等に従い、管理部が取引先の入金状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理マニュアル等に準じて、同様の管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、複数の金融機関との間で当座貸越契約を締結し、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	942,188	942,188	-
(2) 売掛金	112,093	112,093	-
資産計	1,054,282	1,054,282	-
(1) 買掛金	4,347	4,347	-
(2) 未払金	86,638	86,638	-
(3) 預り金	132,976	132,976	-
(4) 長期借入金()	385,783	385,753	29
負債計	609,745	609,716	29

()長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,926,154	1,926,154	-
(2) 売掛金	327,045	327,045	-
資産計	2,253,200	2,253,200	-
(1) 買掛金	40,838	40,838	-
(2) 未払金	174,801	174,801	-
(3) 預り金	168,183	168,183	-
(4) 長期借入金()	1,670,898	1,670,653	244
負債計	2,054,721	2,054,476	244

()長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)預り金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	942,188	-	-	-
売掛金	112,093	-	-	-
合計	1,054,282	-	-	-

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,926,154	-	-	-
売掛金	327,045	-	-	-
合計	2,253,200	-	-	-

(注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	133,460	117,988	73,159	38,444	16,742	5,990

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	441,376	396,547	361,832	340,130	118,013	13,000

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (注)1	当社取締役 1名 当社従業員 11名 社外協力者 1名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 11名 子会社従業員 1名 社外協力者 1名	当社取締役 2名 当社従業員 4名 子会社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)2	普通株式42,900株	普通株式 47,100株	普通株式 23,100株
付与日	2015年3月31日	2015年7月24日	2016年6月30日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使 の条件については新株予約 権者と締結する「新株予約 権引受契約書」に定めてお ります。	権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使 の条件については新株予約 権者と締結する「新株予約 権引受契約書」に定めてお ります。	権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使 の条件については新株予約 権者と締結する「新株予約 権引受契約書」に定めてお ります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。
権利行使期間	自 2017年4月1日 至 2024年8月30日	自 2017年8月1日 至 2024年8月30日	自 2018年7月1日 至 2024年8月30日

	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (注)1	当社従業員 12名 子会社従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 3,000株
付与日	2019年6月28日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使 の条件については新株予約 権者と締結する「新株予約 権引受契約書」に定めてお ります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。
権利行使期間	自 2021年7月1日 至 2029年3月30日

(注)1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、2017年12月20日付株式分割(普通株式1株につき300株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	40,800	46,500	22,800
権利確定	-	-	-
権利行使	34,800	24,000	1,800
失効	-	-	-
未行使残	6,000	22,500	21,000

	第4回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	2,900
付与	-
失効	900
権利確定	-
未確定残	2,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(注) (円)	167	167	1,334
行使時平均株価 (円)	4,451	4,351	4,488
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,830
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-

(注) 2017年12月20日付株式分割(普通株式1株につき300株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値はディスカウント・キャッシュ・フロー法等に基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 152,314千円 |
| (2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 288,917千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	3,052千円	5,574千円
賞与引当金	2,916	10,509
譲渡制限付株式報酬	-	5,180
前受金	6,011	-
貸倒引当金	916	1,049
税務上の繰越欠損金(注)	12,404	-
減損損失	7,242	3,670
会員権評価損	3,119	3,119
資産除去債務	4,747	5,288
その他	681	1,095
繰延税金資産小計	41,092	35,487
評価性引当額	8,999	15,270
繰延税金資産合計	32,092	20,216
繰延税金負債		
資産除去債務	3,639	3,824
その他	91	110
繰延税金負債合計	3,731	3,934
繰延税金資産の純額	28,361	16,282

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	12,404	12,404
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	-	12,404	(b) 12,404

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 株式会社リグア及び株式会社ヘルスケア・フィットにおいて翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の全額を回収可能と判断しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率 (調整)	30.6%
	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4
	住民税均等割	0.8
	評価性引当の増減	2.6
	その他	0.8
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.6

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ヒゴワン

事業の内容 Webコンサルティング、通信販売、ホームページ制作等

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社ヒゴワンは、接骨院との取引実績が豊富にあり、接骨院業界の特性やガイドライン等を踏まえたWeb集客に関する高い見識を有していることから、当社との親和性が非常に高いと考えております。

同社の株式取得により、接骨院ソリューション事業の商品ラインナップがより充実し、当社が強みとする接骨院に対するワンストップサービスの拡充、顧客との取引関係の長期化、当社グループ内の事業シナジー等のプラス効果が期待できると考えております。また、当社と取引実績のない接骨院が顧客基盤に加わり、当社グループの新たなビジネスチャンスに繋がるものと考え、同社を子会社化いたしました。

(3) 企業結合日

2020年9月25日(株式取得日)

2020年9月30日(みなし取得日)

(4) 企業結合の法的形式

現金による株式の取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

対価の種類が現金であるため、当該現金を交付する当社を取得企業としております。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2020年10月1日から2021年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

当事者間の合意により非開示とさせていただきます。

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等 2,618千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額

16,526千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

3年にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	69,552千円
固定資産	3,139
資産合計	<u>72,691</u>
流動負債	27,717
固定負債	26,500
負債合計	<u>54,217</u>

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

連結損益計算書に及ぼす影響の概算額は重要性が乏しいため、記載を省略しています。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(2020年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの事業は、各社が取り扱っている主な製品・サービス別のセグメントから構成されており、「接骨院ソリューション事業」及び「金融サービス事業」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			連結財務諸表 計上額
	接骨院ソリューション事業	金融サービス事業	計	
売上高				
外部顧客への売上高	1,602,277	565,552	2,167,830	2,167,830
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-
計	1,602,277	565,552	2,167,830	2,167,830
セグメント利益	201,914	22,412	224,326	224,326
セグメント資産	1,510,633	97,568	1,608,202	1,608,202
その他の項目				
減価償却費	77,803	937	78,740	78,740
のれんの償却額	3,186	-	3,186	3,186
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	220,814	2,234	223,048	223,048

(注) セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	接骨院ソリューション事業	金融サービス事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,810,452	877,140	2,687,593	-	2,687,593
セグメント間の内部 売上高又は振替高	208	-	208	208	-
計	1,810,661	877,140	2,687,802	208	2,687,593
セグメント利益	196,859	50,265	247,124	-	247,124
セグメント資産	3,046,812	271,761	3,318,574	-	3,318,574
その他の項目					
減価償却費	78,704	1,770	80,475	-	80,475
のれんの償却額	5,940	-	5,940	-	5,940
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 (注)3	490,009	6,040	496,050	-	496,050

(注) 1. 調整額はセグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、新規連結に伴う増加額及びのれんの計上額は含んでおりません。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	接骨院ソリューション事業	金融サービス事業	合計
当期償却額	3,186	-	3,186
当期末残高	25,756	-	25,756

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	接骨院ソリューション事業	金融サービス事業	合計
当期償却額	5,940	-	5,940
当期末残高	36,342	-	36,342

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	川瀬 紀彦	-	-	当社代表取締役社長	（被所有） 直接38.7	債務被保証	不動産等賃貸借契約に対する債務被保証 （注）2	25,858 （注）3	-	-

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

当社が賃借している事務所等の不動産賃貸借契約に対する債務被保証であります。なお、保証料の支払は行っておりません。

3．不動産賃貸借契約に対する債務被保証の取引額は、年間賃借料を記載しております。なお、期末における対象債務はなく、保証料の支払は行っておりません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	川瀬 紀彦	-	-	当社代表取締役社長	（被所有） 直接36.6	債務被保証	不動産等賃貸借契約に対する債務被保証 （注）2	23,341 （注）3	-	-

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

当社が賃借している事務所等の不動産賃貸借契約に対する債務被保証であります。なお、保証料の支払は行っておりません。

3．不動産賃貸借契約に対する債務被保証の取引額は、年間賃借料を記載しております。なお、期末における対象債務はなく、保証料の支払は行っておりません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
1 株当たり純資産額	631.64円	761.05円
1 株当たり当期純利益	138.96円	116.50円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	129.49円	110.43円

- (注) 1. 当社は、2020年 3月 13日付で東京証券取引所マザーズに上場しているため、前連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益は、新規上場日から前連結会計期間末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
2. 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	142,738	157,237
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	142,738	157,237
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,027,166	1,349,596
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	75,140	74,192
(うち新株予約権 (株))	(75,140)	(74,192)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2016年 6月 30日取締役会決議、2019年 6月 28日取締役会決議による新株予約権 2 種類 新株予約権の数 105個 (普通株式 25,700株)	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	133,460	441,376	0.63	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	252,323	1,229,522	0.61	2022~2030年
合計	385,783	1,670,898	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	396,547	361,832	340,130	118,013

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	620,144	1,233,587	1,894,172	2,687,593
税金等調整前四半期(当期) 純利益(千円)	118,263	155,420	208,721	236,684
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(千円)	80,774	102,828	134,800	157,237
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	62.06	76.19	99.88	116.50

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	62.06	16.34	23.69	16.62

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	759,638	1,559,866
売掛金	2 69,818	2 190,193
商品	77,970	73,439
前渡金	15,219	16,543
前払費用	11,403	37,917
その他	2 25,984	2 28,141
貸倒引当金	621	154
流動資産合計	959,413	1,905,948
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	48,039	59,322
減価償却累計額	14,866	18,274
建物附属設備(純額)	33,172	41,047
車両運搬具	12,073	12,073
減価償却累計額	9,173	10,392
車両運搬具(純額)	2,899	1,681
工具、器具及び備品	33,222	40,244
減価償却累計額	22,806	27,791
工具、器具及び備品(純額)	10,416	12,452
建設仮勘定	-	1,267
有形固定資産合計	46,488	56,448
無形固定資産		
ソフトウェア	183,232	123,975
ソフトウェア仮勘定	63,220	503,458
その他	490	291
無形固定資産合計	246,943	627,724
投資その他の資産		
関係会社株式	120,475	237,093
出資金	60	60
長期貸付金	2 34,594	2 23,000
繰延税金資産	25,857	8,804
その他	17,921	47,273
貸倒引当金	2,377	2,819
投資その他の資産合計	196,530	313,412
固定資産合計	489,962	997,585
資産合計	1,449,375	2,903,534

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,347	38,029
1年内返済予定の長期借入金	133,460	438,376
未払金	2 43,134	2 69,699
未払費用	38,648	40,866
未払法人税等	22,557	22,274
未払消費税等	26,288	-
前受金	42,094	8,236
預り金	62,374	97,517
賞与引当金	7,347	15,950
その他	54	-
流動負債合計	380,307	730,950
固定負債		
長期借入金	252,323	1,204,522
資産除去債務	8,750	8,788
固定負債合計	261,073	1,213,310
負債合計	641,381	1,944,261
純資産の部		
株主資本		
資本金	424,371	464,150
資本剰余金		
資本準備金	374,371	414,150
資本剰余金合計	374,371	414,150
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	9,252	81,195
利益剰余金合計	9,252	81,195
自己株式	-	224
株主資本合計	807,994	959,272
純資産合計	807,994	959,272
負債純資産合計	1,449,375	2,903,534

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	1,496,311	1,601,218
売上原価	1,607,241	1,704,409
売上総利益	889,069	896,809
販売費及び一般管理費	2,706,032	2,770,178
営業利益	183,036	126,630
営業外収益		
受取利息	1,548	1,529
助成金収入	-	141
その他	29	4
営業外収益合計	578	675
営業外費用		
支払利息	2,754	9,547
株式交付費	9,807	-
株式公開費用	9,462	-
その他	24	-
営業外費用合計	22,048	9,547
経常利益	161,567	117,758
特別利益		
固定資産売却益	3,19	-
特別利益合計	19	-
特別損失		
固定資産除却損	4,480	4,3,741
特別損失合計	480	3,741
税引前当期純利益	161,107	114,017
法人税、住民税及び事業税	15,173	25,021
法人税等調整額	33,953	17,052
法人税等合計	49,127	42,073
当期純利益	111,980	71,943

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
商品売上原価	1				
商品期首たな卸高		96,046		77,970	
当期商品仕入高		271,579		323,065	
他勘定振替高		6,131		7,167	
商品期末たな卸高		77,970		73,439	
商品売上原価		283,523	46.7	320,429	45.5
人件費	2	72,863	12.0	36,325	5.2
経費		250,855	41.3	347,654	49.4
売上原価		607,241	100.0	704,409	100.0

(注) 1. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
工具、器具及び備品(千円)	2,200	-
販売促進費(千円)	3,863	6,024
その他(千円)	68	1,143

2. 内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
業務委託費(千円)	194,815	292,543
減価償却費(千円)	55,034	53,670
その他(千円)	1,006	1,440

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	164,600	114,600	102,728	176,471	176,471
当期変動額					
新株の発行	259,771	259,771		519,542	519,542
当期純利益			111,980	111,980	111,980
当期変動額合計	259,771	259,771	111,980	631,522	631,522
当期末残高	424,371	374,371	9,252	807,994	807,994

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	424,371	374,371	9,252	-	807,994	807,994
当期変動額						
新株の発行	39,779	39,779			79,558	79,558
当期純利益			71,943		71,943	71,943
自己株式の取得				224	224	224
当期変動額合計	39,779	39,779	71,943	224	151,278	151,278
当期末残高	464,150	414,150	81,195	224	959,272	959,272

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式・・・移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

商品・・・・・・・・総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3年～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2年～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

4. その他の財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

- 1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額の総額	270,000千円	320,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	270,000	320,000

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	25,634千円	17,696千円
長期金銭債権	33,333	23,000
短期金銭債務	6,828	32,449

(損益計算書関係)

- 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	39,000千円	51,900千円
営業費用	75,240	165,350
営業取引以外の取引高	490	488

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
役員報酬	131,340千円	146,440千円
給料及び手当	214,269	237,348
賞与引当金繰入額	6,339	13,870
旅費及び交通費	74,245	40,966
支払手数料	35,743	59,731
減価償却費	14,858	12,292
貸倒引当金繰入額	133	24
おおよその割合		
販売費	4.2%	4.2%
一般管理費	95.8%	95.8%

- 3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
工具、器具及び備品	19千円	-千円

- 4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
ソフトウェア	480千円	3,741千円

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	120,475	237,093

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	2,897千円	1,849千円
賞与引当金	2,246	4,877
譲渡制限付株式報酬	-	4,881
前受金	6,011	-
貸倒引当金	916	909
減損損失	7,242	3,670
税務上の繰越欠損金	9,055	-
会員権評価損	3,119	3,119
その他	2,691	3,117
繰延税金資産小計	34,181	22,425
評価性引当額	6,261	11,705
繰延税金資産合計	27,919	10,720
繰延税金負債		
資産除去債務	1,971	1,805
その他	91	110
繰延税金負債合計	2,062	1,915
繰延税金資産の純額	25,857	8,804

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率 (調整)	30.6%
	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8
	住民税均等割	0.8
	評価性引当の増減	4.8
	その他	0.1
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.9

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	48,039	11,282	-	59,322	18,274	3,407	41,047
車両運搬具	12,073	-	-	12,073	10,392	1,218	1,681
工具、器具及び備品	33,222	7,021	-	40,244	27,791	4,985	12,452
建設仮勘定	-	1,267	-	1,267	-	-	1,267
有形固定資産計	93,336	19,571	-	112,907	56,458	9,611	56,448
無形固定資産							
ソフトウェア	343,436	836	11,467	332,805	208,830	56,351	123,975
ソフトウェア仮勘定	63,220	440,237	-	503,458	-	-	503,458
その他	998	-	-	998	707	199	291
無形固定資産計	407,655	441,073	11,467	837,262	209,537	56,551	627,724

(注) 1. 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物附属設備	本社内装工事	11,282千円
工具、器具及び備品	本社什器	4,005千円
ソフトウェア仮勘定	レセONE追加開発	440,237千円

3. 当期減少額は次のとおりであります。

ソフトウェア	ジョブトスサイト閉鎖	11,467千円
--------	------------	----------

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,998	2,973	2,998	2,973
賞与引当金	7,347	15,950	7,347	15,950

(注) 貸倒引当金の「当期減少額」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL https://ligua.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度(第16期)(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)2020年6月26日近畿財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2020年6月26日近畿財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
(第17期第1四半期)(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)2020年8月7日近畿財務局長に提出
(第17期第2四半期)(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)2020年11月10日近畿財務局長に提出
(第17期第3四半期)(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)2021年2月9日近畿財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
2020年6月29日近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月28日

株式会社リグア
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三宅 潔

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神崎 昭彦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リグアの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リグア及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

接骨院ソリューション事業におけるソフトウェアの売上高の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社リグアの接骨院ソリューション事業におけるソフトウェアの売上高は501,608千円であり、当連結会計年度の売上高合計の18.7%を占めている。</p> <p>ソフトウェアの販売については、実現主義の原則により、役務提供が完了したと判断される時点で売上高が認識される。株式会社リグアでは、ソフトウェアの売上高は、主に、導入時に発生する初期設定費用、導入後のシステム利用をサポートする導入支援費用で構成されている。初期設定費用及び導入支援費用はソフトウェアの販売契約に基づき、役務提供の検収完了日付を実現したと判断される時点として売上高を認識している。</p> <p>実現主義の適用に当たっては、ソフトウェアの販売契約に基づき実施するソフトウェアの初期設定及び導入支援は、在庫の払い出しを伴わず、伝票のみで売上計上されるため、実際の役務提供の検収完了日とは異なった日付で売上が計上される可能性がある。このため、ソフトウェアに係る販売契約について、不適切な会計期間に売上計上するという潜在的なリスクが存在する。</p> <p>以上から、当監査法人は、接骨院ソリューション事業におけるソフトウェアの売上高の期間帰属の適切性の検討が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、接骨院ソリューション事業におけるソフトウェアの売上高の期間帰属の適切性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>ソフトウェアの販売に関する売上高の認識プロセスに係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に、導入時に発生する初期設定費用、導入後のシステム利用をサポートする導入支援費用について、役務提供に基づき、適切に売上高が計上される仕組みやその実効性の有無に焦点を当てた。</p> <p>(2) 適切な期間に売上計上されているか否かの検討</p> <p>売上高が適切な会計期間に認識されているか否かを検討するため、売上の計上時期、取引規模等を踏まえて例外取引に該当する可能性があるとして抽出した取引について、以下を含む監査手続を実施した。</p> <p>得意先から入手した検収書に記載されている日付と売上計上日付を照合した。また、得意先から入手した注文書に記載されている役務提供ごとの発注金額と売上計上金額を照合した。</p> <p>得意先の検収作業に必要なソフトウェアの導入が完了していることを確認するため、導入作業に関わった従業員の勤務報告書を閲覧し、実際に作業が行われていることを確認した。</p> <p>販売代金の回収が完了していることを確認するため、入金証憑と照合した。</p>

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月28日

株式会社リグア
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三宅 潔
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神崎 昭彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リグアの2020年4月1日から2021年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リグアの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

接骨院ソリューション事業におけるソフトウェアの売上高の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社リグアの接骨院ソリューション事業におけるソフトウェアの売上高は501,608千円であり、当事業年度の売上高合計の31.3%を占めている。</p> <p>ソフトウェアの販売については、実現主義の原則により、役務提供が完了したと判断される時点で売上高が認識される。株式会社リグアでは、ソフトウェアの売上高は、主に、導入時に発生する初期設定費用、導入後のシステム利用をサポートする導入支援費用で構成されている。初期設定費用及び導入支援費用はソフトウェアの販売契約に基づき、役務提供の検収完了日付を実現したと判断される時点として売上高を認識している。</p> <p>実現主義の適用に当たっては、ソフトウェアの販売契約に基づき実施するソフトウェアの初期設定及び導入支援は、在庫の払い出しを伴わず、伝票のみで売上計上されるため、実際の役務提供の検収完了日とは異なった日付で売上が計上される可能性がある。このため、ソフトウェアに係る販売契約について、不適切な会計期間に売上計上するという潜在的なリスクが存在する。</p> <p>以上から、当監査法人は、接骨院ソリューション事業におけるソフトウェアの売上高の期間帰属の適切性の検討が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>連結財務諸表の監査報告書において、「接骨院ソリューション事業におけるソフトウェアの売上高の期間帰属の適切性」が監査上の主要な検討事項に該当すると判断し、監査上の対応について記載している。</p> <p>当該記載内容は、個別財務諸表監査における監査上の対応と実質的に同一の内容であることから、監査上の対応に関する具体的な記載を省略する。</p>

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。